

米国 NAIC のソルベンシー 近代化構想の進展

主席研究員 福留 竜太郎

目 次

1. はじめに

2. 米国におけるソルベンシー規制の概要

- (1) 米国におけるソルベンシー関連の規制
- (2) NAIC の RBC 規制
- (3) EU ソルベンシー II と米国 RBC 規制との主な相違点

3. NAIC のソルベンシー近代化構想の進展

- (1) SMI（ソルベンシー近代化構想）の概要
- (2) 資本要件
- (3) コーポレートガバナンスとリスク管理
- (4) グループ監督
- (5) 再保険
- (6) 保険法定会計および財務会計（含む準備金評価）
- (7) EU と米国の保険対話プロジェクトと SMI の今後の動向

4. おわりに

文末参考図表 SMI タスクフォースの主な専門ワーキンググループの使命および任務

1. はじめに

サブプライム・ローン問題を契機として 2008 年に米国で発生した金融危機は、欧米の主要な金融機関や保険グループを経営危機に陥らせ、金融市場の混乱を引き起こした。各国政府および中央銀行は、金融危機の収束を図るため、多額の公的資金を投じて財務内容の悪化した金融機関や保険グループの救済を行う一方で、金融危機の再発を防ぐため、金融危機の原因となった金融機関による過剰なリスクテイクを規制し、金融機関が金融市場の急激な変化にも耐えられるよう金融機関の自己資本の充実を図るなどの一連の金融規制強化策が推進された。

保険会社のソルベンシー規制強化に関する取組も、かかる一連の金融規制強化策の一環として推進された。EU では 2009 年 11 月にソルベンシー II 枠組指令が採択され、保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors : IAIS）も 2011 年 7 月に国際的に活動する保険グループ（Internationally Active Insurance Group : IAIGs）の規制・監督の枠組を定める共通フレームワーク（ComFrame）の概念ペーパー公表、同年 10 月に保険規制・監督基準の基本原則となる保険コア原則（Insurance Core Principle）の全面改正を採択した。

米国各州の保険規制の均質化・調和化を図るためにモデル法の策定等を行っている全米保険庁長官会議（National Association of Insurance Commissioners : NAIC）においても、このような国際的な保険分野のソルベンシー規制および国際会計基準（International Financial Reporting Standards : IFRS）等の進展を踏まえ、米国におけるソルベンシー規制等の改善を図るため、2009 年 3 月にソルベンシー近代化構想（Solvency Modernization Initiative : SMI）タスクフォースを立ち上げ、資本要件、コーポレートガバナンスとリスク管理、グループ監督、保険法定会計および財務会計、再保険の 5 分野に関する規制等の見直しを行っている。

本稿では、米国におけるソルベンシー規制を概観した後、NAIC のソルベンシー近代化構想の進展について説明する。このため、リスクベース資本（Risk-Based Capital : RBC）規制等の現行のソルベンシー規制については簡単な説明に留めている点、あらかじめご容赦願いたい。

なお、本稿における意見・考察は、筆者の個人的見解であり、所属する組織を代表するものでないことをお断りしておく。

2. 米国におけるソルベンシー規制の概要

米国では、保険業に関する規制・監督は州にその権限があり、その内容や体制等は各州によって異なっている。一方、NAIC では、モデル法やモデル規則等を策定し、各州の保険法規制の標準となっている。保険会社の支払能力を確保するためのソルベンシー

規制は、その中でも重要なテーマの一つである。

(1) 米国におけるソルベンシー関連の規制

米国におけるソルベンシー関連の規制としては、①保険会社の資本規制およびリスクベース資本（RBC）に基づく是正措置、②資産および準備金等に関する規制、③保険会社の財務報告およびソルベンシーのモニタリング制度、④支払不能に陥った保険会社の保険金支払を確保するための州の支払保証基金制度、などがある（図表 1 参照）。この中でも中心となる規制が RBC 規制である。

図表 1 米国におけるソルベンシー関連規制の主な内容

	項目	主な内容
1	保険会社の資本規制 およびリスクベース 資本（RBC）に基づく 是正措置	○保険会社の最低資本金および最低剰余金に関する規制 保険会社が予想外の支払責任の増大や資産の下落に対するバッファを保有することで資本の健全性を維持し、万一経営破綻した場合に保険契約者または保険金請求者等が被る損失を最小限に留めるため、各州は保険会社に対し、最低資本金および最低剰余金につき所定の要件を満たすことを求めている。 ○リスクベース資本（RBC）に基づく是正措置 上記の各州の最低資本金および最低剰余金の要件については、保険会社のリスクを必ずしも反映していない等の問題があるため、NAIC では、リスクベース資本（RBC）リスク量の算定および RBC 比率に応じた所定の是正措置（RBC 比率が①会社措置レベル②規制措置レベル③権限管理措置レベル④強制管理措置レベルに該当する場合に保険監督者が保険会社に対して求める措置）の内容等が規定され、現在多くの州でそれに基づく規制・監督が行われている。
2	資産および準備金等 に関する規制	○保険会社の資産運用に関する規制 各州は、保険会社の財務内容健全性確保のため、資産運用について投資の分散および低格付の債券の投資限度等の規制を設けている。 ○生命保険会社の準備金制度 生命保険会社に対し、主要資産の投資損失に備えるための資産評価準備金（Asset Valuation Reserve：AVR）、および金利変動によって生じた確定利付資産の売却損益平準化のための金利変動準備金（Interest Maintenance Reserve：IMR）等の準備金制度を設けている。 ○保険持株会社の関連会社との取引に関する規制 子会社から親会社への配当を含む保険持株会社に対する関連会社との取引規制を設けている。
3	保険会社の財務報告 およびソルベンシー のモニタリング制度	○保険法定会計基準（SAP）に基づく財務諸表の提出 保険会社は、州保険法に基づく保険会社のソルベンシーを規制・監督するための保険法定会計基準（Statutory Accounting Practices：SAP）に従って作成された財務諸表を、四半期ごとに各州保険庁に提出することが求められている。 ○保険法定会計基準（SAP）に基づく財務報告の審査・分析 各州保険庁は、NAIC の保険規制情報システム（Insurance Regulatory Information System：IRIS）による分析指標を利用し、上記財務諸表の審査・分析を行う。 ○一般に公正妥当と認められた会計基準（GAAP）に基づく財務諸表の提出 保険会社は、株式公開している場合、上記保険法定会計基準（SAP）に基づく財務諸表の各州保険庁への提出とは別に、一般に公正妥当と認め

項目		主な内容
		られた会計基準（Generally Accepted Accounting Principles : GAAP）に従って作成された財務諸表を、四半期ごとに証券取引委員会（Securities and Exchange Commission : SEC）に提出することが求められている。
4	支払保証基金制度	○支払保証団体の設立 各州は、経営破綻した保険会社の支払不能により保険契約者や保険金請求者等が被る損失を一定の限度で補償する支払保証団体を設立している。支払保証団体の基金は、通常、支払不能発生後、補償対象種目について引受を行っている認可保険会社から、保険料規模に応じて事後的に拠出される。

（出典：NAIC, “The United States Insurance Financial Solvency Framework”(2010.2)その他をもとに作成）

(2) NAIC の RBC 規制

NAIC の RBC 規制は、以下の要領で実施されている。

- ①保険会社は、RBC 計算式（RBC formula）に従い、RBC リスク量および RBC 比率等を算定する。
- ②保険会社は、所管の各州保険庁および NAIC に RBC 報告書を提出する。保険監督者は、RBC モデル法（Risk-Based Capital for Insurers Model Act）に基づき、RBC 比率に応じた所定の是正措置を実施する。
- ③各州保険庁は、NAIC の保険規制情報システム（IRIS）に表示される財務分析ソルベンシー・ツール（Financial Analysis Solvency Tools : FAST)等を利用して保険会社に対するソルベンシーの監視・分析等を行う。

a. RBC 計算式を用いたリスク量等の計算

NAIC の RBC 計算式は、保険会社の規模およびリスクの状況を踏まえ、保険会社が保有すべき資本の最低額を算定する手法である。

RBC 計算式は、損害保険会社用、生命保険会社用および医療保険会社用があり、いずれも保険会社が各州保険庁に提出した保険法定会計原則（Statutory Accounting Practices : 以下「SAP」）に従って作成された財務諸表のデータに基づき計算される。RBC 計算式では、保険会社の各種リスク（資産リスク、信用リスク、保険引受リスク等）に所定の調整を行い、RBC リスク量を計算する。さらに、契約者剰余金に所定の調整を行い、合計調整自己資本を計算する。最後に、合計調整自己資本を上記の RBC リスク量で割ることにより、RBC 比率が計算される。

RBC リスク量および RBC 比率の算出方法の詳細は、RBC 指示書（RBC Instructions）等に規定され、NAIC により随時見直しが行われている。現行の RBC 計算式の具体的な内容については、図表 2 のとおりである。

図表 2 NAIC の RBC 計算式の概要（損害保険会社用および生命保険会社用）

事業別	算定方法	RBC 計算式の概要
損害保険会社	算定要素	① 資産リスク ② 信用リスク ③ 保険引受リスク ④ 全てのその他事業リスクおよび RBC 指示書に規定されるその他のリスク
	計算式	$\text{RBC 比率} = \text{合計調整自己資本 (Total Adjusted Capital)} \div \text{RBC リスク量}$ $\text{合計調整自己資本} = \text{契約者剰余金} - \text{保険金等控除額} + \text{生命保険関連会社の有価証券変動準備金 (AVR)} + \text{同関連会社の配当負債} \times 1/2$ $\text{RBC リスク量} = R0 + \sqrt{(R1)^2 + (R2)^2 + (R3)^2 + (R4)^2 + (R5)^2}$ R0 資産リスク：関連保険会社投資等 R1 資産リスク：固定利払債券、担保貸付等 R2 資産リスク：株式投資、不動産等長期性資産等 R3 信用リスク：再保険以外の信用リスク、再保険回収リスクの 1/2 R4 保険引受リスク：支払備金リスク、再保険信用リスクの 1/2、過度の保険料増収リスク（支払備金積み不足） R5 保険引受リスク：正味収入保険料リスク、過度の保険料増収リスク（保険料）
生命保険会社	算定要素	① 資産リスク ② 保険責任その他支払義務に係る保険期間の経過に悪影響を与えるリスク ③ 保険事業に係る金利リスク ④ 全てのその他事業リスクおよび RBC 指示書に規定されるその他のリスク
	計算式	$\text{RBC 比率} = \text{合計調整自己資本} \div \text{RBC リスク量}$ $\text{合計調整自己資本} = \text{資本} + \text{契約者剰余金} + \text{有価証券変動準備金 (AVR)} + \text{配当負債} \times 1/2$ $\text{RBC リスク量} = C0 + C4a + \sqrt{(C1o + C3a)^2 + (C1cs + C3c)^2 + (C2)^2 + (C3b)^2 + (C4b)^2}$ C0 資産リスク：関連保険会社投資 C1cs 資産リスク：普通株、保険会社以外の関連会社株式 C1o 資産リスク：その他の資産、再保険 C2 保険リスク（死亡率等の悪化による保険金増加等のリスク） C3a 金利リスク（解約増加、金利変動によるキャッシュフロー変動等リスク） C3b 医療保険信用リスク C3c 市場リスク C4a 経営リスク、保険保証基金賦課金リスク C4b 医療保険運営リスク

（出典：NAIC, “Risk-Based Capital General Overview”(2009.7)その他をもとに作成）

b. RBC 比率に基づく是正措置

NAIC は、1993 年に RBC モデル法 (Risk-Based Capital (RBC) for Insurers Model Act) を採択し、現在多くの州で採用されている。同モデル法は RBC 比率を計算し、同比率に応じて保険監督者が所定の是正措置を行うものである。

RBC モデル法には、保険会社が所定の期日までに RBC 報告書を各州保険庁および NAIC に提出すること（2 条）、RBC 報告書は RBC 指示書に基づき作成されたもので

あること（1条I）、RBC比率に応じて①会社措置レベル（Company Action Level）（3条）②規制措置レベル（Regulatory Action Level）（4条）③権限管理措置レベル（Authorized Control Level）（5条）④強制管理措置レベル（Mandatory Control Level）（6条）に該当する場合に保険監督者が保険会社に対して求める是正措置の内容、などが規定されている。

RBC比率に応じて定められた是正措置の概要については、図表3のとおりである。

図表3 RBC比率に基づく是正措置の概要

是正措置レベル	RBC比率	是正措置の概要
—	3.0 以上	○特になし
—	3.0 未満	○RBC比率が2.0から3.0でも、トレンドテストで、損害保険会社についてはコンパインドレシオが一定水準を超える場合、生命保険会社についてはRBCが減少傾向を示す場合、それぞれ会社措置レベルの措置を適用
会社措置レベル	2.0 未満	○以下の内容を含むRBC計画書を提出 ・会社措置レベルの原因となった状況の説明 ・会社措置レベルの状況の解消につながる是正措置の提案 ・是正措置がない場合とある場合での当該年および最低過去4年間の保険会社の財務成績の予測 ・保険会社の将来予測に影響する主要な前提条件および将来予測の感応度 ・資産、成長予測、剰余金不足、異常リスク、事業と再保険利用の関係など保険会社の事業の質と随伴する問題の説明
規制措置レベル	1.5 未満	○保険監督者へのRBC計画書または修正RBC計画書の提出 ○RBC計画書または修正RBC計画書の見直しを含め、保険会社の資産、負債および事業に関する保険監督者による必要な検査または分析の実施 ○検査または分析に基づく是正命令の発令
権限管理措置レベル	1.0 未満	○規制措置レベルと同様の措置の実施 ○保険会社を更生または清算に置くための必要な規制上の管理・統制の実施
強制管理措置レベル	0.7 未満	○保険会社を更生または清算に置くための必要な規制上の管理・統制の実施 ○引受を停止し、ラン・オフ事業を実施する損害保険会社の場合は、監督下での事業継続の許可

（出典：NAIC, “NAIC, “Risk-Based Capital (RBC) for Insurers Model Act (#312)” (2011),その他をもとに作成）

c. 財務分析ソルベンシー・ツール（FAST）を活用した保険会社の財務状況の分析

NAICでは、各州保険庁による保険会社の財務状況の監視・分析を支援するために、各種の情報システムを構築している。NAICでは、全米の保険会社の財務データベース、各州保険庁の保険会社に対する是正措置のほか、保険会社または関係者個人に対する問題情報、消費者の苦情などの情報データベースも構築しており、一部は公表されている。

NAICの構築した各種情報システムのうち、保険規制情報システム（Insurance

Regulatory Information System : 以下「IRIS」) の中に、各州保険庁による保険会社の財務状況の審査・分析を支援するための財務分析ソルベンシー・ツール (Financial Analysis Solvency Tools : 以下「FAST」) がある。FAST は、①IRIS 比率、②スコア・システム、③財務プロフィール報告、④アナリスト・チーム・システムで構成されている。

FAST を構成する各分析支援システムの概要については、図表 4 のとおりである。

図表 4 FAST を構成する分析支援システムの概要

システム名		システムの概要
1	IRIS 比率	保険会社のソルベンシー監視・分析のための情報資料である。IRIS 比率は、すべての保険会社の年次財務報告書のデータに基づいて計算される 13 項目の財務比率であり、通常値の範囲とその範囲を超えるデータ項目が表示される。同比率が通常値の範囲を超える場合には、詳細な財務分析や検査などを行う必要性が高いとみなされる。これにより、各州保険庁は財務上問題のある保険会社の財務分析や検査の優先度を判断することが可能となる。本情報は、一般にも入手可能となっている。
2	スコア・システム	財務諸表中の一連の財務比率（保険会社の財務状況、事業成績、流動性、キャッシュフロー、流動性およびレバレッジの状況等に焦点を当てた財務比率）から求めた一定のパラメーターに基づくポイントの合計スコアによって保険会社の財務状況を評価するものであり、高いスコアほど支払不能のリスクが高いことを表している。これらの指標は、NAIC により随時見直しが行われている。なお、本情報は非公開である。
3	財務プロフィール報告	財務プロフィール報告は、保険会社の四半期ごともしくは 5 年度分の財務状況の推移の要約または保険会社の事業成績全般の 5 年度分の詳細な分析を提供する制度である。本報告は、各州保険庁が保険会社の資産、負債、資本、契約者準備金および事業成績を総合して、通常と異なる変動、傾向または変化を特定することを支援する。なお、本情報は非公開である。
4	アナリスト・チーム・システム	アナリスト・チーム・システムは、各州から選抜された経験をつんだ審査官および NAIC の専門家で構成するアナリスト・チームが、当該会社の財務諸表および財務比率を審査し、検査等の参考情報を提供する制度である。IRIS 比率で 4 項目以上が異常値を示すなどの基準によって抽出された保険会社について、規制・監督措置の実施の優先度を評価し、評価で発見した事実の概要または保険会社の財務状況全般に影響を及ぼす要素に関する情報を提供する。なお、本情報は非公開である。

(出典 : NAIC, “The United States Insurance Financial Solvency Framework”(2010.2)その他をもとに作成)

(3) EU ソルベンシー II と米国 RBC 規制との主な相違点

2014 年以降、EU で導入予定のソルベンシー II における定量的要件（資本要件）では、保険グループ全体のバランスシート（貸借対照表）から、保険グループが保有している自己資本の額と、保険グループが抱えるリスクの計量化に基づく規制上の資本必要額を対比させて支払余力を評価する、トータルバランスシート方式が導入されており、資産、負債、資本は、すべて時価（経済価値基準）で評価される。また、保険監督者が定めた標準的な方式に加えて、保険監督者の承認を前提に、保険会社が独自に開発した内部モデルの使用が認められており、個別の保険会社のリスクを比較的反映した資本要件を算出できるとされている。

これに対して、米国の RBC 規制における資本要件は、リスクの基礎となる数値を

一定の計算式に代入して算定する方式である。定型的な計算式を使用するため、簡便で恣意性を排除できる利点はあるが、個別の保険会社のリスクを適確に反映しているとは言えない。また、RBC リスク量の計算は、各州保険法で定められた保険法定会計原則 (SAP) に基づく当該保険会社単体ベースの財務諸表に基づき計算されることも、保険グループベースの財務諸表に基づき計算されるソルベンシー II と大きく異なる点である。

EU ソルベンシー II と米国 RBC 規制との主な相違点は、図表 5 のとおりである。

図表 5 EU ソルベンシーと米国 RBC 規制の主な相違点

項目		EU ソルベンシー II (グループベース)	米国 RBC 規制 (単体ベース)
制度の概要		○EU 加盟国を対象に、現行のソルベンシー I を進化させた 2014 年以降に導入される予定のソルベンシー規制である。 ○定量的要件、定性的要件および監督活動、監督当局への報告および一般への情報開示の三本の柱から構成される。	○RBC 計算式は、RBC 比率による是正措置を規定した NAIC の RBC モデル法に基づき 1993 年に策定され、多くの州で採用されている。NAIC により、随時見直しが行われる。
定量的要件	概要	○ソルベンシー II では、是正措置レベルがソルベンシー資本必要額 (Solvency Capital Requirement : SCR) と最低資本必要額 (Minimum Capital Requirement : MCR) の 2 区分で発動される。 ○保険グループベースでの、経済価値による評価、トータルバランスシート方式が採用されている。	○RBC 比率が 3.0 以上の場合は問題ないが、3.0 未満の場合は、その比率に応じて、業務改善計画等を記載した RBC 計画書の提出、当局の審査・分析、更生・清算手続のための管理、業務停止等の措置がとられる。 ○RBC 計算式は、保険会社単体ベースで適用される。
	資本要件	○ソルベンシー資本必要額 (SCR) は、早期警戒のための資本必要額である。保有期間 1 年、99.5%VaR により計算する。標準フォーミュラに加えて、監督者の事前承認を前提に内部モデルの使用も認められる。 ○最低資本必要額 (MCR) は、保険会社の自己資本がそれを下回ると、事業を継続することが許されなくなる水準の資本必要額である。保有期間 1 年、85%VaR により計算する。MCR は、保険監督者が最終的な措置を発動する資本水準として、分かりやすく簡潔で根拠がしっかりした基準として定められている。	○損害保険会社では資産リスク、信用リスク、保険引受リスク等に、また、生命保険会社では資産リスク、保険リスク、金利リスク、医療保険信用リスク、市場リスク、経営リスク、医療保険運営リスク等に区分され、該当する資産等の数値を RBC 計算式に代入して RBC リスク量を計算する。また、合計調整自己資本は契約者剰余金等で構成される。
	資本評価	○自己資本は、資産の公正価値から負債の公正価値を差引いた金額をベースとする。 ○適格自己資本は、自己資本の質を Tier1 から Tier3 の 3 種類に分類したうえで求める。SCR と MCR では適格条件が異なる。	○合計調整自己資本および RBC リスク量計算のための資産等の数値は、各州保険法で定められた保険法定会計原則 (SAP) に基づく財務報告の関係数値で算定される。
その他		○定性的要件は、保険会社のガバナンス、リスク管理、リスクとソルベンシーの自己評価 (ORSA) 等を規制する。 ○情報開示は、経営の透明性を高め、市場メカニズムを利用することで、保険会社のガバナンス態勢の整備を進展させる。保険監督者に対しては、効率的な監督を行うため、一層多くの情報を提供する。	○保険グループの一部を成す保険会社については、保険会社単体ベースでの RBC 規制に加え、グループ ORSA に基づく保険グループ全体のソルベンシー評価を行うことにより、保険会社単体の健全性に対するグループからの影響を把握し、保険監督者に ORSA 要約報告を提出する等、両者一体での規制・監督が行われる。

(出典：NAIC, “A Comparison of Solvency System : US and EU”(2008.5)その他をもとに作成)

3. NAIC のソルベンシー近代化構想の進展

NAIC は、金融危機の中で保険会社の財務の健全性の悪化をもたらした主要な問題の解決、および国際的な保険規制の進展とその活用の可能性を検討するため、2008 年 6 月、ソルベンシー近代化構想 (Solvency Modernization Initiative : 以下「SMI」) を開始することを決定した。以下、SMI の概要および進捗状況について説明する。

(1) SMI (ソルベンシー近代化構想) の概要

a. SMI タスクフォースの設立

SMI において、銀行の自己資本比率規制、保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors : 以下「IAIS」) によるソルベンシー規制・監督基準の見直し、EU のソルベンシー II、国際会計基準などの動向について、調査・研究が行われることとなったのに伴い、2009 年 3 月にソルベンシー近代化構想タスクフォース (Solvency Modernization Initiative (EX) Task Force : 以下「SMI タスクフォース」) が設立された。SMI タスクフォースは、NAIC の執行役員会直属の専門委員会として主要な州の保険庁長官で構成され、資本要件、ガバナンスとリスク管理、グループ監督、保険法定会計および財務会計、再保険の 5 分野について、専門ワーキンググループを設置して調査・研究が進められてきた (図表 6 参照)。

なお、SMI タスクフォースの主な専門ワーキンググループの使命および 2012 年の任務の詳細については、文末参考図表を参照願う。

図表 6 SMI タスクフォースの主な専門ワーキンググループ

分野	主な専門ワーキンググループ
資本要件	資本充分性タスクフォース
	財政状況委員会
	SMI RBC サブグループ
コーポレートガバナンスとリスク管理	コーポレートガバナンス・ワーキンググループ
グループ監督	グループソルベンシー問題ワーキンググループ
再保険	再保険タスクフォース
保険法定会計および財務会計 (含む準備金評価)	国際ソルベンシーおよび会計基準ワーキンググループ
	保険法定会計原則ワーキンググループ
	プリンシプルベース準備金ワーキンググループ

(出典：NAIC ウェブサイトをもとに作成)

b. SMI ロードマップの公表

2010 年 8 月以降、NAIC は、SMI ロードマップを公表している。このロードマップは、SMI として取り組むべき課題および完了または完了予定時期を示したものであ

るが、活動内容および完了予定時期については随時見直しがなされている。

SMI の活動は、資本要件の見直しだけでなくとどまらず、ガバナンスとリスク管理、グループ監督、再保険、保険法定会計および財務会計など、保険会社のソルベンシーに関連する広範な領域に及び、完了予定時期に向け具体的な調査・研究が順次進められているが、ほぼすべての活動が 2013 年末までに完了する予定である。

最新の 2012 年 12 月 21 日時点のロードマップの内容は、図表 7 のとおりである。

以下では、SMI ロードマップ記載の取組課題のうち、主要なテーマについて、①資本要件、②コーポレートガバナンスとリスク管理、③グループ監督、④再保険、⑤保険法定会計および財務会計、の順に説明していくこととする。

図表 7 SMI ロードマップ記載の主な取組課題と進捗状況（2012 年 12 月 21 日時点）

分野	主な取組課題	進捗状況
資本要件	最新の「米国保険財務ソルベンシーの枠組およびコア原則」の文書化	完了
	「米国の州ベースの保険財務規制とソルベンシー近代化構想」報告書の草案作成および意見公募	完了
	米国で新しいアイデアを考案するための国際的なソルベンシー規制の初期研究	完了
	特定の保険会社に適用される特別な RBC 計算式の公共的性質についての論議	完了
	損害保険巨大災害リスク賦課の導入	進行中
	資産及び投資のリスク賦課の細分化（C1 要因見直し）	進行中
	再保険の回収可能性への信用リスク賦課の精緻化	2013 年 12 月完了予定
	すべての RBC 計算式におけるオペレーショナルリスク賦課の進展	進行中
	見えない重大リスクを負担させる RBC 計算式の修正計画の進展	2012 年 12 月計画完了 2015 年 12 月完了予定
	RBC 計算式で評価するリスクの優先順位付け	進行中
	最近の RBC 平均値の較正（Calibration） ^{（注1）} も含む、RBC 実績値の文書化	生保 RBC：2013 年 1 月、損保 RBC：2013 年 6 月完了予定
	リスク賦課の結合方法改善提案の草案作成	2013 年 8 月完了予定
	標準的安全水準の定義および対象期間を含む RBC 変更の実行計画作成	2013 年 4 月完了予定
コーポレートガバナンスとリスク管理	ERM/ORSA 型ツールの作成：ORSA ガイダンスマニュアルの採択	完了
	要約版「現在の米国のコーポレートガバナンス要件」の採択	完了
	保険会社にリスク管理の枠組を要求し ORSA を実行するためのモデル法の作成と他の州を代表する州の保険監督者への ORSA 要約報告の提出	完了
	用語辞典の作成も含めた ERM 教育	完了
	「現在の米国のコーポレートガバナンス要件」強化の完成と採択	2013 年 4 月完了予定
	ORSA のフィードバックに関するパイロット・プロジェクト	2013 年秋完了予定
	ORSA 実行に当たっての NAIC の追加資源・要員の必要性の評価	2013 年 12 月完了予定
グループ監督	グループ監督に関する保険持株会社制度規制法および保険持株会社制度モデル規則の改正の採択	完了
	監督者カレッジ ^{（注2）} の追跡証拠書類の作成	開始完了、毎年継続
	国際的な監督者カレッジのオンライン請求用紙の作成	完了

分野	主な取組課題	進捗状況
	持株会社分析見直しの深さと証拠書類に関する認証制度ガイドラインの作成	完了
	NAIC 財務分析ハンドブックワーキンググループにより 2011 年度の年次および 2012 年度の四半期の NAIC 財務分析ハンドブックに含めることを認められた、持株会社および監督上の模範事例の文書等の作成	完了
	持株会社の財務報告要件の標準的な雛形作成の必要性の研究	2013 年 12 月完了予定
	2013 年度の年次および 2014 年度の四半期の NAIC 財務分析ハンドブックに含めるための、米国における他の州を代表する州の役割および責任に関する追加ガイダンスの草案作成	2013 年 12 月完了予定
再保険	再保険規制近代化法の草案作成	完了
	再保険債権容認モデル法および同モデル規則の改正の採択	完了
	再保険債権容認モデル法および同モデル規則の実施において、州を支援するための認証基準の作成、有資格の管轄権の承認見直し、再保険担保削減を見直す州への助言および支援を行う組織を NAIC 内に設置	完了
	財務規則基準および認証制度のため再保険債権容認モデル法および同モデル規則の鍵となる要素に関する、財務規則基準および認証委員会へのガイダンスの提供	完了
	再保険債権容認モデル法および同モデル規則に関して、NAIC 財務規則基準および認証制度における実務手続基準の推奨	2013 年 12 月完了予定
	NAIC の有資格管轄権リストの進展・維持を目的とする、NAIC の米国外管轄権の再保険監督制度評価プロセスの完成および実施	2013 年 12 月完了予定
	再保険担保削減適用の見直しを行う州を支援するために設置された再保険財務分析ワーキンググループによる、州規制の強化および規制の裁定防止の為に保険監督者向け手続マニュアルの作成	2013 年 12 月完了予定
	再保険債権容認モデル法および同モデル規則に含まれる担保の金額の再検証	2013 年 11 月完了予定
保険法定会計および財務会計(含む準備金評価)	標準準備金評価モデル法改正の採択	完了
	生命保険不可没収モデル法の採択	完了
	準備金評価マニュアルの採択	完了
	生命保険プリンシプルベース準備金の保険業界に与える影響の研究	完了
	保険監督者および保険会社に提供する統計上の実績値収集方法の決定	2013 年 12 月完了予定
	統計データおよび調整の再検討を含むプリンシプルベース準備金の実行計画作成	2014 年 12 月完了予定
	国際会計基準審議会 (IASB) と米国会計基準審議会 (FASB) の「保険契約」に関するプロジェクトに対し、適時専門的助言を行う。	進行中
	国際会計基準 (IFRS) の位置付け、保険会社のソルベンシー規制の枠組に入れるかの可否および保険法定会計の利用の規制に関する方針決定	保留

(注 1) 較正 (Calibration) とは、リスクの計量化等において、様々なリスク計量化のモデルが基準に沿った値となるか、その差異を確認し、リスク計量化の計算要素等を調整することをいう。

(注 2) 監督者カレッジは、国際的な国や業態をまたがる大規模な金融・保険グループや金融コングロマリットの効果的な監督のために各グループ単位で設置される組織であり、関係する監督者が集まって監督上必要となる情報交換や調整等を行う。

(出典：NAIC ウェブサイトをもとに作成)

(2) 資本要件

a. 米国保険財務ソルベンシーの枠組およびコア原則の公表

NAIC は、2010 年 2 月に「米国保険財務ソルベンシーの枠組 (The United States Insurance Financial Solvency Framework)」を公表し、SMI の活動の基盤をなす米国保険財務ソルベンシーの枠組 (framework) およびコア原則 (core principles) について、明文化を行った。

特に、コア原則については、IAIS が 2003 年に策定（その後、2011 年 10 月に全面改正、2012 年 10 月に一部改正）した保険規制・監督基準の基本原則である保険コア原則 (Insurance Core Principle) を参考にしつつも、米国の規制・監督の現状を踏まえた内容となっている。

NAIC は「米国保険財務ソルベンシーの枠組」の内容も取り入れ、米国の規制・監督の現状と SMI の全体像をまとめた報告書「米国の州ベースの保険財務規制とソルベンシー近代化構想 (The U.S.National State-Based System of Insurance Financial Regulation and the SOLVENCY MODERNIZATION INITIATIVE)」の草案を作成し、2012 年 12 月現在、採択に向け公開意見募集を行っている。「米国保険財務ソルベンシーの枠組」の概要は、以下のとおりである。

- 保険会社の支払不能の最終監督責任は、各州保険庁および保険庁長官にある。各州保険庁は州保険庁長官の任意団体である NAIC の支援を受ける。NAIC の最優先の役割は、財務、保険数理、法律、コンピューター関連、調査および経済面における専門性で各州の保険監督者を支援することである。
- 本枠組では、保険商品にとって効果的かつ効率的な市場を促進しつつも、米国での規制が保険契約者、保険金請求者または保険金受給者を保護することを第一の使命としなければならない。
- 米国の保険規制体制は、規制当局による監視の牽制を働かせるために、当局間の相互レビュー、情報交換、協力体制と広範囲にわたり多様な視点が含まれる点で、世界でも特有のものである。
- 現行の保険規制の基礎には、財務ソルベンシーについての 7 つのコア原則（図表 8 参照）が存在する。
- コア原則の実施にあたっては、これらの多くが認証と関わってくる。認証とは、NAIC により各州保険庁に与えられる法律、財務、機能および組織に関する広範な基準を継続して満たす証明書で、現在 50 州およびコロンビア特別区、プエルトリコ自治連邦区が認証を受けている。認証制度の下では、複数の州で事業を展開する保険会社に関して各州保険庁の規制が、同制度で定められるソルベンシー規制を満たさなければならない。

○認証制度の実施にあたり、保険会社の財務ソルベンシー要件（会計士監査を受けた財務諸表の提出義務等）および規制監視要件（保険会社に対する検査実施基準など保険監督者等に適用される法律・規則等）を含むモデル法およびモデル規則の各州での採択が必要となる。NAIC が提供する財務分析ソルベンシー・ツール（FAST、前記図表 4 参照）等に基づく監視プロセスも規制監視要件に加えられる。

図表 8 米国保険財務ソルベンシーのコア原則

コア原則		内容
1	規制上の報告、開示、透明性	保険会社は、自らのリスクと財務状況の評価に使用するため、標準化された様式の年次および四半期の財務報告の提出が要求される。これらの報告書には定性的および定量的な情報の両方を含める。また、報告すべき保険会社共通の重要リスクは、必要に応じて随時見直される。
2	オフサイトの監視および分析	オフサイトのソルベンシーの監視は、リスクに焦点を当てて保険会社の財産状況を継続して監視するもので、現在および将来のリスクの識別および評価に使用される。継続したソルベンシー監視のため、オフサイト分析の結果は、保険会社のプロフィールとして保有される。NAIC は、保険監督者のために、FAST 等のソルベンシー監視のツールを多く保有する。
3	リスクに焦点を当てたオンサイト検査	保険監督者は、リスクに焦点を当てたオンサイト検査を実施し、保険会社の現在および将来のリスクの認識および軽減措置、コーポレートガバナンス、経営の監視および財務強度の評価を行い、また法律の遵守状況についての決定を行う。
4	準備金、資本充分性、ソルベンシー	保険会社は、保険契約者等への債務支払を確実にするため、いつの時点でも、充分安全なマージンを確保できるように、準備金、資本、剰余金の維持が求められる。資本充分性を測る最も分かりやすい尺度として、リスクベース資本（RBC）制度が存在する。標準化された RBC 計算式を使用することにより、資本が脆弱な保険会社の RBC 比率の水準が特定できる。
5	リスクに関連する重要で広範な取引または活動に関する規制	規制の枠組では、保険契約者の利益に影響を与える重要で広範な取引および活動は規制当局の承認を受けなければならない。これらの取引および活動とは、支配権の変化、配当の支払、関連会社との取引、再保険等である。
6	予防的かつ矯正的な措置（強制も含む）	規制当局は、オンサイトおよびオフサイトの監視により認識されたリスクの影響を軽減するために、適時、適切に必要なとされる予防的かつ矯正的な措置を取る。これらの措置は、必要に応じて強制を伴う。
7	市場からの退場と財産管理	法令および規制の枠組において、保険会社が市場から整然と退場できる選択肢の範囲を定め、支払余力がなく適切な制限・制約の下にある保険会社の保険契約者等への債務支払を確実にするための財産管理スキームを確立する。

（出典：NAIC, “The United States Insurance Financial Solvency Framework”(2010.2)をもとに作成）

b. RBC 計算式の見直し検討

NAIC では、米国における現行の保険会社単体ベースの RBC 規制を EU ソルベンシー II のような保険グループ全体でのトータルバランスシート方式に全面的に置き換える予定はない。一方で NAIC は、国際経済・金融情勢等により保険会社が抱える多様なリスクが常時変化している状況に対応して、RBC 計算式に関しては、随時見直し検討を行っている。SMI における RBC 計算式の見直し検討の事例としては、生命保険の C3 リスクへの対応、損害保険の巨大災害リスクへの対応等が挙げられる。

(a) 生命保険の C3 リスク（金利や株価変動に伴うリスク）への対応

NAIC は、変額年金等の商品の多様化・複雑化により、従来の一定の計算式による責任準備金評価やリスク量計算では限界があることに対応して、多数のシナリオに基づく将来シミュレーションを行い、確率論的に責任準備金評価やリスク量計算を行う「プリンシプルベースのアプローチ」への移行を検討してきた。

このような流れを受けて、生命保険会社用の RBC 計算式における C3 リスク（金利や株価変動に伴うリスク）を対象に、多数のシナリオを用いてリスク量を計算する方法が最初に採られたのは、年金および一時払商品の金利リスクへの対応であった（2000 年決算から導入された C3 フェーズⅠ）。

その後、変額年金の最低保証リスクへの対応が行われた（2005 年決算から適用された C3 フェーズⅡ）。

さらに、変額年金の取扱を個人生命保険や個人年金など一般商品にも拡大する C3 フェーズⅢ（C3 リスクの精緻化プロジェクト）の検討が開始された。これが実現した場合、生命保険会社用の RBC 計算式における C3 リスク量の計算において、従来の一定の計算式により計算する方法から、確率論的シナリオに基づきリスク量を計算する方法に変更されることとなる。

C3 フェーズⅢの概要は、図表 9 のとおりである。

図表 9 C3 フェーズⅢの概要

項目		概要
1	概観	○RBC C3 フェーズⅢは、生命保険商品を金利リスクおよび市場リスクから保護するための資本要件決定に関して、プリンシプルベースのアプローチを導入する。 ○すべての生命保険商品を対象範囲とする。
2	C3 必要合計額	○C3 必要合計額は、総資産必要額が対応する負債の法定価値を超過した額に等しい。 ○総資産必要額は以下の構成要素の合計に等しい。 確率論的金額、代替的金額、要因ベースの金額、非モデル的金額
3	確率論的金額の計算の段階	○RBC C3 フェーズⅢの下での、確率論的金額の計算は、以下の 5 段階で計算される。 ①確率論的シナリオを使用して、キャッシュフローを予想する。 ②各予想年度末における累積不足額を計算する。 ③各シナリオについて、累積不足額の最大現在価値（GPVAD）を決定する。 ④シナリオ金額を決定する。 ⑤確率論的金額を決定する。 ○鍵となる定義 ①累積不足額＝運転準備金－正味累積資産 ②運転準備金＝解約返戻金の価値 ③シナリオ金額＝開始資産＋GPVAD ④確率論的金額＝シナリオ金額の CTE（90%）値 なお、CTE とは、Conditional Tail Expectation（条件付テイル期待値）の略で、VaR（Value at Risk）が一定の確率で見た最大損失額を表すパーセンタイル値であるのに対し、例えば CTE（90%）とは VaR（90%）より大きい損失部分を平均したもので、同一のパーセンタイル値では

項目		概要
		VaR よりさらに保守的な指標となる。
4	シナリオ	○確率論的金利および株価シナリオは、以下のとおりである。 ・NAIC の作成した規定に基づくシナリオ ・NAIC の作成した規定からの定型シナリオ ・保険会社により開発された確率論的モデル ○シナリオの数については、保険会社の自由裁量による。
5	保守的の評価前提	○保守的の評価前提は、確率論的または規定された前提ではない。 ○保守的の評価前提＝予想された実績＋マージン ○より不確実なリスクまたは限られた実績の場合、より高いマージンが必要となる。 ○保守的の評価前提の対象となる候補は、以下のとおりである。 死亡率、失効、維持費用、継続保険料、資産の債務不履行、収益の分配
6	確率論の評価適用除外テスト	○要因ベースの金額を使用してもよい決定する。 ○テストの段階 ①基本シナリオの正味キャッシュフローの現在価値（A）を計算する。 ②15 の決定論的衝撃シナリオのための正味キャッシュフローの現在価値を計算し、テストシナリオの最大金額（B）を決定する。 ③基本シナリオの収益および費用の現在価値（C）を計算する。 ④確率論的評価適用除外テスト比率＝（B－A）／C ⑤確率論的評価適用除外テスト比率が 4%未満の場合、事業別セグメントは合格となり、要因ベースの金額を使用してもよい。 ○確率論的評価適用除外テストの前提条件 ①予想された実績またはキャッシュフローのテストのいずれかが前提 ②開始資産が法定準備金の 98%以上 ③キャッシュフローおよび割引率から税金は除外 ④割引率は各期間の正味収益率に設定 ○要因ベースの金額の使用は要求されない。

（出典：Society of Actuaries“Preparing for Change Under PBA：Life Company Reserves and Capital Seminar Session 4・C3 Phase III Overview”(2011.5)その他をもとに作成）

(b) 損害保険の巨大災害リスクへの対応

EU ソルベンシー II においては、トータルバランスシート方式が導入され、リスク量計算に内部モデルの使用も認められており、巨大災害リスクもリスク量計算の過程で反映されるのに対し、損害保険会社用の RBC 計算式の中では巨大災害リスクに対するリスク量の反映方法については明示されていない。そのため、NAIC では、巨大災害リスクを RBC 計算式にどのように反映させるべきか検討が行われてきた。

2012 年 11 月に開催された NAIC 秋期会合において、損害保険会社用の RBC 計算式に巨大災害リスクを反映させる方法について、以下の提案がなされている（具体的な提案内容については、図表 10 参照）。

- ①大暴風および地震の巨大災害リスクについて、VaR に基づき出再後正味ベースで 100 年に 1 回発生するモデル損害額を計算する。さらに出再後正味損失額の 10% を再保険信用リスクとして加算する。
- ②上記①により計算された、地震リスク賦課額を R6、大暴風リスク賦課額を R7 とする。R6 および R7 は、RBC 計算式の平方根計算式（square root formula）の中

では、独立して二乗計算される。

- ③R5 リスクの中に含まれる、大暴風および地震に関する巨大災害損失の実績値を収集し、モデル化された巨大災害損失額である R6 および R7 との二重計算を回避するための調整を行う。

図表 10 巨大災害リスクの RBC 計算式への反映方法の提案内容

項目		提案内容
1	巨大災害へのリスク賦課	○大暴風 主要 3 民間モデル会社（AIR、EQECAT または RMS）のうち、1 つ以上のモデルを使用し、VaR に基づき、出再後正味ベースで 100 年に 1 回のモデル損害額を計算し、リスク賦課を行う。モデルおよび鍵となる変数の選択とデータは保険会社のリスクとソルベンシーの自己評価(Own Risk and Solvency Assessment : ORSA) に使用されるものと同一のものでなければならない。税負担の繰延・戻入の為の減額は行わない ○地震 上記の大暴風のリスク賦課と同じ要件に従い、別途リスク賦課を行う。
2	偶発的な再保険信用リスクの賦課	○大暴風 出再後正味ベースの賦課と同様のモデルにより、出再後正味損失額の 10% を賦課する。米国内の関連会社へのすべての出再保険については除外する。 ○地震 上記の大暴風のリスク賦課と同じ要件に従い、別途リスク賦課を行う。
3	RBC 計算式全体の修正	○RBC 計算式の修正 ①モデル化された地震リスクの賦課を R6 要素、大暴風の賦課を R7 要素とする。 ②出再後正味損失額に出再保険の偶発的信用リスクの 10% を加算した合計を R6、R7 の賦課とする。 ③R6、R7 は RBC 計算式の平方根計算式 (square root formula) の中で独立して二乗計算する。 ○NAIC の RBC 報告のページに、RBC 計算式の変更を反映する。
4	R5 の中の巨大災害損失実績とモデル化された巨大災害損失額の二重計算の回避方法	○大暴風と地震の巨大災害損失の実績値は保険会社、年次報告書の営業種目、事故発生年度ごとに収集される。 ①PCS (Property Claim Services、米国の巨大災害損害調査会社) が定義する米国の大暴風と地震の巨大災害損失は、NAIC に対し報告する。 ②米国外の大暴風と地震の巨大災害損失は、類似の様式で NAIC の担当者に非公式に報告される。 ○収集されたデータは、大暴風と地震の巨大災害損失を除外した R5 リスク賦課の計算に使用される。
5	RBC 計算式の進展において今後なすべきこと	○担保の再検討 ○巨大災害債券 (Catastrophe Bonds) の再検討 ○出再保険の 10% 信用リスク賦課の水準見直し ○大暴風と地震の巨大災害損失を除外する R5 リスク賦課の計算

(出典：NAIC, “2012 Fall National Meeting Washington D.C. Catastrophe Risk (E) Subgroup Supporting Detail for Agenda Items”(2012.11)をもとに作成)

(3) コーポレートガバナンスとリスク管理

a. NAIC の ORSA モデル法の制定

NAIC により、米国における保険グループ全体のソルベンシー評価は、ORSA (Own

Risk and Solvency Assessment：リスクとソルベンシーの自己評価）に基づいて行う方針が示されている。

EU や IAIS 等の国際的なソルベンシー規制においては、グループ ORSA の実施が規定されているのに対し、米国各州の保険法においては、保険持株会社は免許対象ではないため、一般事業会社として保険監督者による直接的な規制・監督の対象外となっている。また、RBC 規制では、各州保険庁に対し保険会社単体ベースの RBC 報告は求められているものの、保険グループ全体での報告は求められていない。このため、NAIC は国際的な規制・監督との調和を図るべく、保険グループ全体のソルベンシー規制として、グループ ORSA を採用することとした。

NAIC の考え方によると、保険グループの一部を成す保険会社の健全性確保の手段として、現行の保険会社単体ベースで行われる RBC 規制については、保険会社の健全性を守る壁（wall）と位置付ける一方で、グループ ORSA に基づく保険グループ全体のソルベンシー評価については、保険会社単体の健全性に対するグループからの影響を把握するための窓（window）と位置付けることとし、両者一体で規制・監督を行おうとするものである¹。

NAIC は、グループ ORSA の導入に向け、2011 年 11 月に ORSA ガイダンスマニュアル（Own Risk and Solvency Assessment (ORSA) Guidance Manual）を採択、2012 年 9 月に ORSA モデル法（Risk Management and Own Risk and Solvency Assessment Model Act）を採択した。

このうち、ORSA モデル法においては、保険会社がリスク管理の枠組を維持し ORSA を補完するための要件、保険監督者への ORSA 要約報告（ORSA Summary Report）の提出義務および報告内容に関して ORSA ガイダンスマニュアルに従うこと、等が規定されている。

ORSA モデル法の概要については、図表 11 のとおりである。

図表 11 ORSA モデル法の概要

条	項目	概要
1 条	目的および範囲	ORSA モデル法の目的は、リスク管理の枠組を維持すること、およびリスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）完成のための要件を提供し、保険庁長官に ORSA 要約報告の指針および指示を提供することである。 ORSA 要約報告には、公表すると提出した保険会社または保険グループの競争上悪影響を及ぼす機密情報も含まれるため、保険庁長官はこれらの情報を機密情報として扱わなければならない。
2 条	定義	保険グループ、保険会社、ORSA、ORSA ガイダンスマニュアル、ORSA 要約報告の定義を規定している。
3 条	リスク管理の枠組	保険会社は重要で関連性のあるリスクの特定、評価、監視、管理および報告を支援するリスク管理の枠組を維持しなければならない。
4 条	ORSA の要件	保険会社または保険グループは、ORSA ガイダンスマニュアルに定めるプロセスに合致する ORSA を定期的実施しなければならない。ORSA は、少な

¹ NAIC, “Group Solvency - Windows and Walls” (2010.2)

条	項目	概要
		くとも年 1 回またはリスクプロファイルに重要な変化がある時に実施されなければならない。
5 条	ORSA 要約報告	保険会社は、保険庁長官からの要求があった時および毎年 1 年以内に、保険会社または保険グループに適用される ORSA 要約報告または ORSA ガイダンスマニュアルに記述された情報を含む一連の報告書を、保険庁長官に提出しなければならない。保険会社は、保険庁長官からの要求の有無に関わらず、NAIC により採択された財務分析ハンドブックの手続で決められた保険グループの他の州を代表する州の保険庁長官にこれらの報告書を提出しなければならない。 報告書には、保険会社の統合リスク管理（ERM）の監視の責任を有する最高リスク管理責任者（CRO）または他の経営幹部の署名を含まなければならない。 報告書が ORSA ガイダンスマニュアルに定める情報に匹敵する情報を提供するならば、保険会社または保険グループの他のメンバーによって他の州の保険庁長官または海外の管轄権の規制・監督当局に提供される直近の類似の報告書を提供する方法もある。かかる報告書が英語以外で作成されている場合は、英語の報告書に翻訳しなければならない。
6 条	適用除外	①保険会社の連邦穀物保険および連邦洪水保険への出再保険料を除いた、海外を含む年間の元受または独立した引受保険料が 5 億ドル未満である場合、かつ②当該保険会社を含む保険グループの連邦穀物保険および連邦洪水保険への出再保険料を除いた、海外を含む年間の元受または独立した引受保険料が 10 億ドル未満である場合は、当該保険会社は本モデル法の適用対象外とする。ただし、上記①か②のいずれかが該当しない場合には、保険会社は ORSA 要約報告を提出しなければならない。
7 条	ORSA 要約報告の内容	ORSA 要約報告は、ORSA ガイダンスマニュアルに従って準備され、書類等も維持され、検査や保険庁長官の要求に対し利用可能となっていなければならない。 ORSA 要約報告の見直しおよび情報の追加の要求は、複数州または国際的保険会社・保険グループの分析および検査に現在使用されている類似の手続きにも使用される。
8 条	機密性	本モデル法の下で保険庁長官により得られ、また生み出され、保険庁長官に対し明らかにした、州保険庁が所有する ORSA 要約報告を含む書類、資料およびその他の情報は当該州の所有物とされ、取引上の機密を含むと認識される。これらの書類、資料およびその他の情報は、法律により機密情報としての特権を有し、法廷等への召還や民事訴訟の証拠として利用してはならない。しかし保険庁長官の業務上の責務の一環として、規制または訴訟にあたり、書類、資料およびその他の情報を利用する権限は与えられている。保険庁長官は、保険会社の同意なしで書類、資料およびその他の情報を公開してはならない。
9 条	罰則	保険会社が理由無く、本モデル法で要求される所定の期限に ORSA 要約報告を提出しない場合には、通知やヒアリングの後に、1 日遅れるごとに罰金を支払うことが要求される。保険庁長官によって獲得された罰金は州の一般収入基金に支払われる。保険庁長官は、保険会社により罰金の賦課が財務上の困難を引き起こすことを証明されれば、罰金を減額することもある。
10 条	分離条項	本モデル法のいかなる条項の規定、あるいは個人または状況への法の適用が無効とされても、かかる決定は、有効な規定または法の適用、本モデル法の分離条項に影響を及ぼすものではない。
11 条	有効日	本モデル法の要件は、2015 年 1 月 1 日から有効とする。本モデル法による最初の ORSA 要約報告は、2015 年度からとなる。

（出典：NAIC, “Risk Management and Own Risk and Solvency Assessment Model Act (Model #505)” (2012.9) をもとに作成）

b. ORSA ガイダンスマニュアルの作成

ORSA ガイダンスマニュアルは、ORSA の実施要件を課された保険会社が、ORSA 実施時および ORSA 要約報告作成時に考慮すべき事項が網羅されており、ORSA 要約報告の作成方法を示すものである。同マニュアルは、保険会社のリスク管理の枠組を説明する第 1 部、保険会社のリスクエクスポージャーの評価を説明する第 2 部および保険グループのリスク資本および予測ソルベンシー評価を説明する第 3 部の 3 部構成となっている。本マニュアルは、保険監督者の保険会社に対するリスクに焦点を当てた分析および検証手続について、その範囲、深さおよび最低限の実施時期等を判断する際にも利用される。

ORSA ガイダンスマニュアルの概要については、図表 12 のとおりである。

図表 12 ORSA ガイダンスマニュアルの概要

部	項目	概要
第 1 部	保険会社のリスク管理の枠組	○保険会社の効果的な ERM の枠組には、以下の鍵となる原則を最低限含まなければならない。 ・リスクカルチャーおよびリスクガバナンス ・リスクの特定および優先順位 ・リスク選好、リスク許容度およびリスク限度 ・リスクの管理および統制 ・リスクの報告および連絡 ○ORSA 要約報告書は、以下の点について説明しなければならない。 ・重要なリスクの特定および分類方法、事業遂行にあたっての管理方法 ・リスクの監視プロセス、リスク選好、リスク許容度、グループリスク資本の額およびその質 ・経済、営業、事業戦略の変化に起因するリスクプロファイルの変化の監視および対応のための評価手段 ・経済面・営業面の転換や事業戦略面の変化に起因するリスクプロファイルの変化の監視および対応のために新規リスクの情報を組み込む方法 ○保険監督者は ORSA 要約報告の情報を理解するため、保険会社の引受、投資、保険金支払、資産負債管理（ALM）、出再先の信用リスクおよびオペレーショナルリスク等の管理方針および計画の根拠となる資料を検討する場合がある。
第 2 部	保険会社のリスクのエクスポージャーの評価	○ORSA 要約報告では、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、保険引受リスクおよびオペレーショナルリスク等について、平常時およびストレス環境時のリスクのエクスポージャーの定量的および定性的な評価を実証しなければならない。 ○オペレーショナルリスクや風評リスクのように、リスクの評価について定量的な方法より定性的な評価の方が適当な場合がある。 ○重大で関連性のあるリスクが将来の財務状態へ及ぼす影響を決定する方法には簡単なストレステストによる方法と複雑な確率論的方法があり、保険会社のリスクの定量化にあたっては、平常時およびストレス環境時の両方の結果を提供しなければならない。 ○保険会社のリスク評価にあたっては、利用可能資本およびリスク資本要件を考慮するなど、資本への影響を考慮しなければならない。 ○保険会社のリスク分析は、事業経営の手法に従い、グループ単位、法人単位等、一貫性のある方法で行われなければならない。関連性のある複数の部門を統合して分析する方法が、事業経営上、有用な場合もある。保険監督者が、リスク分析の単位について追加情報の提出を求める場合もある。 ○リスク許容度の報告には、重要なリスクの分類および特定のリスクの関連

部	項目	概要
		性を考慮した上で、量的および定性的なリスク許容度の報告およびその決定方法も含めなければならない。 ○保険会社ごとにリスクプロファイルは異なり標準的なストレス環境というものは存在しないため、保険監督者は保険会社の経営陣に対し、リスク分類ごとに考慮すべきストレスのレベルに関し助言を行うことがある。 ○ORSA 要約報告では、考慮された要素および内部モデルの較正（calibration）を含め、保険会社の内部モデルの承認プロセスを説明しなければならない。 ○保険監督者は保険会社に対し、確率論的にモデル化されない特定の前提を適用するストレス要因、および確率論的にモデル化されている前提の場合はストレス環境時に使用される測定値のレベルおよびシナリオ作成に使用される特定の変数の指定に関する助言を、財務分析プロセスまたは財務検査プロセスの中で行うことがある。 ○保険会社の内部モデルの利用において最も難しいのは、異なるリスク分類間の相関関係の決定である。相関関係の歴史的な実証データの分析により、常に将来について最善の予測ができるわけではない。
第3部	グループリスク資本評価および予測ソルベンシー評価	グループリスク資本評価 ○ORSA 要約報告では、現在および今後 2 年から 5 年のビジネスサイクルにおいて、管理が必要となる財務資源の水準の判断にあたり、リスク管理指針の定性的要素とリスクのエクスポージャーの定量的測定を組み合わせる方法を説明しなければならない。 ○資本充分性の評価は、保険会社の使用可能資本額の合計について、保険会社に不利な影響を与える様々なリスクに対し、個社またはグループ全体で耐え得るのに十分な水準を決定することである。 ○保険会社は、リスクプロファイルに関する資本充分性評価のプロセスを保有しなければならない。これらのプロセスは経営上の決定に組み込まれ、時間軸や評価方法の変更を反映しながら、複数の視点を通してリスク資本の評価を行う。 ○保険会社は、前年度に関する年次の ORSA 要約報告の中で、グループリスク資本の評価を提供しなければならない。ミクロおよびマクロ環境に重大な変化が生じた場合に、保険庁長官から都度報告を求められることもある。 ○保険会社のグループリスク資本必要額および資本充分性の分析には、分析にあたって利用されたアプローチについても記述しなければならない。 ○グループ全体での資本充分性の評価においては、以下の点も考慮に入れなければならない。 ・グループ内取引および複数の保険会社のリスクバッファとして同じ資本を利用するダブルギアリングの除去 ・持株会社の負債から生じるレバレッジの水準 ・グループ内で余剰資源の利用および移転の可能性、与信の分散、資本代替性の制約 ・グループリスク資本評価における伝染・集中・複雑性リスク ・ミクロおよびマクロ要因による流動性リスクの影響または必要な現金持高 予測ソルベンシー評価 ○保険会社の予測ソルベンシー評価では、開示されたリスク選好度に従い、複数年の事業計画遂行に必要な財務資源の保有を説明しなければならない。保険会社が必要とする利用可能資本を保有していない場合は、資本充分性を矯正するための経営の実行計画を説明しなければならない。 ○保険会社の予測ソルベンシー評価は、平常時およびストレス環境時の両方で実施されなければならない。 ○予測ソルベンシー評価が個社単位で実施される場合でも、グループ関連のリスクも考慮しなければならない。その評価の中に、グループソルベンシー評価およびグループ内での資本配分見直し等を含める場合もある。

(出典： NAIC“ Own Risk and Solvency Assessment (ORSA) Guidance Manual”(2011.11)をもとに作成)

(4) グループ監督

a. 保険持株会社制度規制法改正によるグループ監督

保険持株会社制度規制法 (Insurance Holding Company System Regulatory Act) は、保険グループ内の取引等の影響によって、保険グループの一員である保険会社が健全性を損ねることを防止するため、2010 年 12 月に改正された。本改正の主な内容は、保険会社の移転・売却も届出対象とすること、国際的に活動するグループ傘下の保険会社の保険監督者から構成される、金融業態や国境を越えた協力態勢構築のために設立された監督者カレッジ (supervisory college) への参加、グループ内の保険会社に対する統合リスクの報告および保険監督者による検査権限の導入等である。

保険持株会社制度規制法の概要については、図表 13 のとおりである。

図表 13 保険持株会社制度規制法の概要

項目		概要
1	国内保険会社の支配権の取得、合併 (3 条)	○国内保険会社の支配権の取得もしくは合併、または既に支配権を有している保険会社の支配権を移転、売却する場合の州保険庁長官への届出義務を規定している。
2	保険会社の登録 (4 条)	○保険持株会社傘下の保険会社について、以下を含めた登録すべき情報を規定している。 ・保険庁長官の要求があれば、グループ内のすべての関連会社を含めた証券取引委員会 (SEC) に届け出た連結ベースの財務報告書等の情報を含めること ・登録に服する保険会社の最上位の支配者は、知り得る限りの当該保険会社に対するグループ内の具体的なリスクを特定する年次の統合リスク報告書を他の州を代表する州の保険庁長官に届出ること
3	持株会社制度内の保険会社の基準および管理 (5 条)	○保険会社が登録しなければならない持株会社制度内の取引は以下の基準に従わなければならない。 ・取引条件が公正かつ合理的であること ・サービスおよび管理の費用分担の合意には、州保険庁長官が公布したルールや規則で要求される条項を含めること ○国内保険会社は持株会社制度関係者と以下の取引を行う場合、保険庁長官の承認のため、取引の原則 30 日以前に書面で通知しなければならない。取引条件の変更・中止の場合は、変更・中止の理由、影響を含めて、同様に通知しなければならない。 ・損害保険会社における認容資産の 3%または保険契約者剰余金の 25%のいずれが低い額の売上、購入、交換、ローン、与信拡大または投資 ・生命保険会社における認容資産の 3%以上の売上、購入、交換、ローン、与信拡大または投資 ・再保険合意、管理契約、サービス契約、税配分合意、保証、費用分担の取り決め ・損害保険会社における保険契約者剰余金の 2.5%超の支配権取得または投資 ○保険会社は以下のような異常な配当を行う場合、保険庁長官の承認のため、原則 30 日以前に書面で通知する。

項目		概要
		・保険契約者剰余金の 10%、生命保険会社における正味営業利益または当期純利益を超える配当
4	検査 (6 条)	○持株会社制度内全体の企業リスクも含めた 4 条に基づき登録された保険会社および関連会社の財務状態に対する検査の権限を有する保険庁長官は、検査に関する権限に加え、本条項に定めた制限に従わなければならない。 ○保険庁長官は、保険会社またはその関連会社が保有する記録、帳簿または情報資料の作成を当該保険会社に命じ、入手できない場合はその理由および当該情報の保有者の説明を求め、違反した場合に罰金や免許保留・取消処分を行うことができる。
5	監督者カレッジ (7 条)	○保険庁長官は、4 条に基づき登録された保険会社の法令遵守状況を判定するため、国際的営業活動を行う持株会社制度の一員である国内保険会社のための監督者カレッジに参加する権限を有する。 ○保険庁長官は、監督者カレッジに関し以下の権限も有する。 ・監督者カレッジの設立 ・監督者カレッジの構成員や他の監督者参加の明確化 ・監督者カレッジの機能および他の規制当局の役割の明確化 ・会議の計画や監督活動、情報共有も含む監督者カレッジの進行中の活動の調整 ・危機管理計画の確立

(出典: NAIC, “Insurance Holding Company System Regulatory Act (Model #440)” (2010.12)をもとに作成)

b. 保険持株会社制度モデル規則改正による統合リスクの報告

NAIC は、改正された保険持株会社制度規制法に基づく保険持株会社制度モデル規則 (Insurance Holding Company System Model Regulation with Reporting Forms and Instructions) において、グループ内保険会社の年次登録届出書にすべての関連会社の財務諸表、ガバナンスおよび内部統制に関する宣誓書の提出を追加すると共に、グループリスクをもたらしうる事項について統合リスク報告を求めるなど、グループリスクの管理体制を強化している (報告事項の概要については、図表 14 参照)。

図表 14 保険持株会社制度モデル規則において報告が求められる統合リスク報告事項の概要

報告事項の概要	
1	戦略、内部監査での発見、保険持株会社制度に影響を与える法令遵守またはリスク管理に関する重要な進展
2	保険会社の取得または処分、および保険持株会社制度内の既存の金融または保険会社の再配分
3	株式の 10%以上を占める保険持株会社制度内の株主の変更
4	保険持株会社制度に重要な影響を与える様々な調査、規制活動または訴訟の進展
5	保険持株会社制度の事業計画および今後 12 カ月の要約された戦略
6	過年度に監督者カレッジに提起された保険持株会社制度の重大な関心事項の確認
7	保険持株会社制度の資本資源および実質的な分配パターンの確認
8	信用格付およびグループ内個別保険会社の保険財務力格付に潜在的に不利な動きを生じさせたか、生じさせるかもしれない格付機関による何らかの不利な動きまたは格付機関との話し合い
9	持株会社を通じた保険会社または親会社の保証、およびかかる保証の求めがあった場合の期待される流動性の供給源についての情報
10	経営陣の見解において保険持株会社制度に悪影響を及ぼしうる何らかの重大な活動の確認または保険持株会社制度の進展

(NAIC, “Insurance Group Supervision, CIPR newsletter,”(2012.4)その他をもとに作成)

(5) 再保険

a. 再保険規制近代化の枠組の策定およびの再保険規制法制化の動き

NAIC は、2008 年冬期会合で再保険規制近代化の枠組（Reinsurance Regulatory Modernization Framework、図表 15 参照）を採択した。同枠組は、国境を越える再保険取引の促進、米国市場における競争促進、米国の保険会社および保険契約者を支払不能リスクから適切に保護することを意図して、①非認可再保険者の担保要件②米国再保険監督の枠組の見直し等を検討してきた。NAIC は連邦法の下での同枠組の実施を意図し、2009 年 9 月に再保険規制近代化法（Reinsurance Regulatory Modernization Act）の草案を作成、議会に提出している。

しかしながら、2010 年 7 月に成立したドッド＝フランク・ウォールストリート改革消費者保護法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act：以下「ドッド・フランク法」）の中には NAIC の提案した再保険規制近代化法は含まれなかった。代わりに、連邦保険局（Federal Insurance Office：FIO）を連邦財務省の下に新設するとともに、再保険を規制する法律として、非認可および再保険改革法（Nonadmitted and Reinsurance Reform Act：以下「NRRA」）を新たに制定した。

再保険に関し NRRA は、出再保険会社の所在州が①NAIC が認証した州または②NAIC の認証要件と概ね同一の財務ソルベンシー要件を持つ州と認められた場合、当該州が保険法定会計に基づく財務諸表に再保険債権容認額（credit for reinsurance）²の計上を否認することを禁じた。また NRRA は、NAIC 認証要件に従う所在州が再保険会社に求める財務情報に追加して、他の州が当該再保険会社に対し同様の情報提供を求めることを禁じている。

図表 15 再保険規制近代化の枠組の概要

項目		概要
1	目的と構造	○本枠組対象の国内再保険会社および通関手続地（Port of Entry：POE）^(注)で認可された外国再保険会社の監督州の資格を得るためには、当該州は再保険監督評価局（RSRD）の監査役会によって定められた一連の基準に従わなければならない。 ○国内再保険会社および通関手続地で認可された外国再保険会社の資格を有するためには、最低 2 億 5,000 万ドルの資本金および剰余金を持たなければならない。 ○提案された再保険規制近代化の枠組には、担保要件の変更および最近の再保険債権容認モデル規則の改正も含み、本提案発効日以降に開始または更改される再保険契約のみに適用される。

² 保険法定会計（SAP）で、出再契約が有効と認定された場合の再保険債権の容認額。米国では、出再保険会社の認可州で認可を取得していない外国再保険会社等への出再契約に関し、出再保険会社が再保険会社から州法で定める担保（信用状等）を確保している場合にのみ、その再保険債権（保険金、支払備金に係る再保険回収金等）は有効と認定され、資産計上あるいは負債減額の計上が容認される。

項目		概要
2	再保険監督評価局の役割、構造、要件	○再保険監督評価局の監査役会は州の保険監督者から構成され、国内再保険会社の所在州、出再会社の所在州、通関手続地州等の監督者間の情報交換の促進、決定に関する議論、担保削減適格基準の維持・修正・更新、所在州および通関手続地州の監督官の統一基準を定める。 ○再保険監督評価局の機能および要件は以下のとおり。 ・再保険会社（米国内外の）および再保険市場関連データの貯蔵 ・米国外管轄区の監督制度の評価・監督評価の合意および協定の進展 ・米国外管轄区および通関手続地間の情報共有および監督の協働の合意 ・国内再保険会社および通関手続地で認可された外国再保険会社の監督者への資格の基準の進展および目的・手続マニュアルの提供 ○出再保険会社と再保険会社に義務付けられる契約条項（保険法定会計に基づく財務諸表に再保険債権容認額の計上求められること等）
3	所在州監督者の役割	○所在州監督者は、以下の責務を負う。 ・国内再保険会社の認可 ・国内再保険会社に対するソルベンシーおよび適用法令順守の検査 ・国内再保険会社の担保目的の適切な等級および状況により要求される等級の調整 ・監督下の国内再保険会社の他の監督者の質問への回答 ・国内再保険会社の議論の決定に関する再保険監督評価局の監査役会での助言プロセスへの参加
4	通関手続地で認可された外国再保険会社の監督者の役割	○通関手続地で認可された外国再保険会社の監督者は、以下の責務を負う。 ・米国外管轄区の監督者の監督評価の枠組および監督の協働・情報共有への参加 ・通関手続地で認可された外国再保険会社としての認可の付与 ・通関手続地で認可された外国再保険会社の担保目的の適切な等級および状況により要求される等級の調整 ・監督下の通関手続地で認可された外国再保険会社の他の監督者の質問への回答 ・通関手続地で認可された外国再保険会社に関する事項の米国外管轄区の監督者への助言およびすべての出再会社所在州へのアドバイスの仲介機関としての働き ・監督下の通関手続地で認可された外国再保険会社の議論の決定に関する再保険監督評価局の監査役会での助言プロセスへの参加 ・監督する通関手続地で認可された外国再保険会社からの年間手数料の受領 ○通関手続地で認可された外国再保険会社は、所定の期間に以下の報告書を提出しなければならない。 ・国内免許や格付機関の格付変更および理由（再保険会社に対する規制措置通知の10日以内） ・NAICの財務諸表の関連条項の比較情報（毎年） ・再保険会社に対する独立した監査意見（毎年） ・USGAAP または IFRS ベースで監査された財務諸表、規制上の提出書類、アクチュアリー意見書（毎年） ・米国内の出再保険会社の再保険事故に関する、係争中および期限超過した案件の直近のリスト（最低毎年） ・通関手続地で認可された外国再保険会社の監督者が合理的に要求するその他の情報
5	出再会社所在州の監督者の役割	○出再会社所在州の監督者は、通常の監督義務に加えて、 ・特別な分析および国内再保険会社の監督者により実行される検査手続書類を受け取る権利を有し、また国内再保険会社の監督者から完成した財務分析および検査作業用紙を受け取る権利を有する。かかる情報は NAIC の情報共有協定のもと保護される。

項目		概要												
		・出再会社所在州の再保険会社の監督者が国内再保険会社の検査が必要と信じる合理的理由を有する時には、いつでも国内再保険会社の監督者にアドバイスをを行う。 ・国内再保険会社の所在州または通関手続地の監督者から国内再保険会社または通関手続地で認可された外国再保険会社の監督者から追加の情報を受領する権利を有する。 ・出再保険会社の再保険契約のリスク移転を評価し再保険契約が出再保険会社に適切に説明・報告されていることを証明する。 ・出再保険会社のための再保険リスク分散に求められる能力を有する。 ・出再保険会社の非関連再保険会社に対する単体ベースの 12 ヶ月間の出再保険料または負債の予想される変化が12月31日時点の契約者剰余金の 50%を超えるとき、出再保険会社に対して優先的に引受の承認を獲得する決定権を有する。												
6	適格性基準も含む担保の提案	○通関手続地で認可された外国再保険会社または国内再保険会社の監督者は、再保険会社を格付会社の格付結果に基づき 5 等級に割り当て、再保険会社の債務に対する担保抛割合を定める。(詳細は省略) <table><thead><tr><th>(等級)</th><th>(担保抛割合)</th></tr></thead><tbody><tr><td>安全 1</td><td>0%</td></tr><tr><td>安全 2</td><td>10%</td></tr><tr><td>安全 3</td><td>20%</td></tr><tr><td>安全 4</td><td>75%</td></tr><tr><td>損害を被りやすい 5</td><td>100%</td></tr></tbody></table>	(等級)	(担保抛割合)	安全 1	0%	安全 2	10%	安全 3	20%	安全 4	75%	損害を被りやすい 5	100%
(等級)	(担保抛割合)													
安全 1	0%													
安全 2	10%													
安全 3	20%													
安全 4	75%													
損害を被りやすい 5	100%													
7	格付の変更または取消	○通関手続地で認可された外国再保険会社または国内再保険会社の監督者は、格付機関の格付下落や不適格の場合に追加担保の要求を取り下げさせる決定権を持たない。												
8	提案の実行	○クロスボーダーの再保険に関する州ベースの規制を維持し、NAIC メンバーの管轄区の規制の統一を進めるため、非認可および再保険改革法を連邦法としての法的権限を与えるよう勧告した。連邦法では再保険監督評価局に相応の権限を与えた。												
9	生命保険の再保険	○担保近代化改革に含まれる現在進行中の生命保険準備金の改革への提案、または生命保険に関する米国でのプリンシプルベース準備金基準は、発効日以降、生命保険再保険契約には適用されない。												

(注) 再保険規制近代化の枠組では、米国市場で信頼できると認められた外国再保険会社について、通関手続地 (Port of Entry : POE) で認可された再保険会社と定義している。

(出典 : NAIC, “Reinsurance Regulatory Modernization Framework”(2008)をもとに作成)

b. 再保険債権容認モデル法等の改正

その後、フロリダ州、ニューヨーク州、ニュージャージー州、インディアナ州等の個別の州において再保険担保の改革が先行実施されたことを受け、NAIC は再保険債権容認モデル法 (Credit for Reinsurance Model Law) およびモデル規則 (Credit for Reinsurance Model Regulation) の改正を行い、2011 年 11 月に採択された。

同モデル法およびモデル規則の下で非認可再保険者 (Nonadmitted Reinsurer) ³ に対し要求される担保拋出について、従来は再保険者の債務に対して 100%の担保拋出を要求していたのを変更し、格付会社の格付に応じて担保の拋出割合を設定すること

³ 出再保険会社の認可州で認可を取得していない外国再保険会社等を指す。

とした。本改正に伴い、損害を被りやすい 6 等級以外についての担保拠出額については、実質減額となった。(図表 16 参照)。

図表 16 再保険債権容認モデル規則に定められた再保険会社の担保拠出割合

等級	担保拠出割合	Best 格付	S&P 格付	Moody's 格付	Fitch 格付
安全 1	0%	A++	AAA	Aaa	AAA
安全 2	10%	A+	AA+, AA, AA-	Aa1, Aa2, Aa3	AA+, AA, AA-
安全 3	20%	A	A+, A	A1, A2	A+, A
安全 4	50%	A-	A-	A3	A-
安全 5	75%	B++, B+	BBB+, BBB, BBB-	Baa1, Baa2, Baa3	BBB+, BBB, BBB-
損害を被りやすい 6	100%	B 以下	BB+以下	Ba1 以下	BB+以下

(出典: NAIC, “Revised the Credit for Reinsurance Model Regulation (#786)”(2011.11)をもとに作成)

(6) 保険法定会計および財務会計（含む準備金評価）

一般的に、米国の保険会社は株式会社の場合、保険法定会計基準（保険会社の規制・監督のための会計基準）および一般に公正妥当と認められた財務会計基準（投資家への情報提供のための一般会計基準）の 2 種類の会計基準の規制を受けている。また、米国において保険会社は、責任準備金の最低基準の維持を求められているため、特に保険法定会計における責任準備金評価が重視されてきた。

本項では、米国における責任準備金評価、保険法定会計および財務会計に関する SMI の取組について説明する。

a. 米国における責任準備金評価の見直し検討

(a) 標準責任準備金評価モデル法の改正

米国の保険会社が維持確保を求められる責任準備金の最低基準は、NAIC が定める標準責任準備金モデル法（Standard Valuation Law : SVL）によって規定されているが、従来一定の計算式によって責任準備金の金額を求めるルールベースで運営されてきた。

しかしながら、最近の変額年金等の商品の多様化・複雑化を受け、単一のシナリオに基づく計算方法では適切な責任準備金を求めることができないケースが増加したため、かかる特定商品のリスク管理が重要なテーマとなる一方、保険監督者にとって複雑な商品の責任準備金評価ルールを定めることが重荷となり、ルール回避行動をチェックするコスト負担も無視できないものとなってきた。

そこで、NAIC と米国アクチュアリー学会（American Academy of Actuaries : AAA）等の協働による、複数のシナリオに基づく将来シミュレーションを行い、確率論的に責任準備金評価やリスク量評価を求める、プリンシプルベースのアプローチ

チの責任準備金・ソルベンシー規制改革プロジェクト（SVL2）が推進されることとなった。同プロジェクトに沿って、2009 年 9 月に標準責任準備金モデル法が改正され、2012 年 9 月には準備金評価マニュアル（Valuation Manual： VM）が採択された。（前記 3(2)b.参照）

標準責任準備金モデル法改正の概要については、図表 17 のとおりである。

図表 17 標準責任準備金モデル法の主な改正内容

条文	項目	主な改正内容
11 条	準備金評価マニュアル	○新設された準備金評価マニュアルの内容を記載している。
12 条	プリンシプルベースによる責任準備金の要件	○契約の有効期間内に一定の確率で不利益な状況が発生する保守的水準で契約およびリスクを関連付け、給付や保証、資金の積立を定量化しなければならない。重要なテイルリスクを持つ契約については、テイルリスクの定量化とその逆の状況も適切に反映しなければならない。 ○財務構造と規定された前提または手法との潜在的な違いを認識しながら、保険会社全体のリスク評価プロセスで用いるものと概ね一致する前提、リスク分析手法、財務モデル、管理技術を含めなければならない。 ○以下の方法から引き出される前提を含めなければならない。 ・準備金評価マニュアルに規定された前提 ・準備金評価マニュアルに規定されていないが、適切かつ統計的に信頼できる範囲内で使用可能な保険会社の実績 ・保険会社のデータを使用できない場合は適切かつ信頼性のあるその他の実績 ○逆方向への偏差や推定誤差を含む不確実性に備えたマージンを備えなければならない。 ○準備金評価マニュアルの規定と合致するコーポレートガバナンスや保険数理的評価機能の監視のための手続を確立しなければならない。 ○プリンシプルベースの準備金評価に関する内部統制の効率性を証明する書類を、毎年保険庁長官および取締役会に提出することが求められる。かかる内部統制は準備金評価に関連する負債および関連する資産固有のすべての実質的なリスクを保証するよう設計されなければならない。その準備金評価は準備金評価マニュアルに従わなければならない。証明書類は前期末の内部統制に基づかなければならない。 ○保険会社は、保険庁長官の要求に応じて、準備金評価マニュアルに規定された基準によって作成されたプリンシプルベースの準備金の評価報告書を作成、提出しなければならない。
13 条	準備金評価マニュアル発効後の実績報告	○保険会社は、死亡率、疾病率、契約者行動、費用の実績を報告しなければならない。
14 条	機密性	(省略)

(出典：NAIC, “Valuation Manual”(2012.8)その他をもとに作成)

(b) 準備金評価マニュアルの策定

準備金評価マニュアルとは、改正標準責任準備金モデル法 11 条で新たに規定された文書で、責任準備金評価に関する実務的・数理的事項を定めたものである。同マニュアルはモデル法やモデル規則と同様に各州保険庁による採択が求められており、同じく責任準備金の詳細について規定する保険数理ガイドライン（Actuarial

Guideline) と同等以上の拘束力を持つ位置付けとなっている。

なお、準備金評価マニュアルが有効となるためには、以下の 3 条件を同時に満たす必要があるが、7 月 1 日時点で 3 条件を満たした場合、その翌年の 1 月 1 日以降に同マニュアルは有効となる。

- ①NAIC のメンバーの 42 名以上かつ 75%以上の賛成によって承認されること
- ②元受保険料ベース 75%以上の地域で採択されること
- ③55 地域のうち 42 以上の地域で採択されること

準備金評価マニュアルの体系については、図表 18 のとおりである。

図表 18 準備金評価マニュアルの体系

番号	項目
VM-01	用語の定義
VM-02	最低不可没収死亡率および利息
VM-05	標準責任準備金モデル法
VM-20	生命保険のプリンシプルベース準備金 (PBR)
VM-21	変額年金のプリンシプルベース準備金 (PBR)
VM-25	健康保険の最低責任準備金
VM-26	信用保険の最低責任準備金
VM-30	アクチュアリー意見書と要件覚書
VM-31	プリンシプルベースの業務報告書および証拠書類の要件
VM-50	実績報告書の要件
VM-51	実績報告書の書式
VM-A	会計実務手続マニュアルに記載されている準備金の要件
VM-C	保険数理ガイドライン
VM-G	プリンシプルベース準備金 (PBR) のためのコーポレートガバナンスの要件
VM-M	死亡率表

(出典：NAIC, “Valuation Manual”(2012.8)をもとに作成)

b. 米国保険法定会計および財務会計に関する取組

(a) 米国における保険法定会計基準および財務会計基準

米国における保険会社の会計基準には、NAIC が定める保険監督者向けの保険法定会計基準 (SAP) および米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Boards : 以下「FASB」) が定める投資家向けの一般に公正妥当と認められた財務会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles : 以下「GAAP」) の 2 種類がある。

保険監督のための会計基準である SAP は、現時点での収益性より将来にわたって保険金を確実に支払うことができるかという健全性を適切に判断することに重点を置いている会計基準であり、保険金支払能力であるソルベンシーを重視している。

これに対して GAAP は、投資家向けの会計基準であることから、収益に焦点を置

いており、他業界も含めた比較可能性を重視している。

米国の保険会社は、各州保険庁に対し会計報告を求められているため、SAPに基づく財務諸表についてはすべての保険会社が作成している。これに対し、投資家向けの会計基準であるGAAPに基づく財務諸表は、株式公開していない保険会社は作成する必要はない。

SAPとGAAPの主な相違点については、図表19のとおりである。

なお、国際会計基準（International Financial Reporting Standards：以下「IFRS」）4号「保険契約」と米国GAAPとの収斂（convergence）について、FASBと国際会計基準審議会（International Accounting Standardss Boards：以下「IASB」）との間で、現在共同で議論が行われている（IASB/FASB Insurance Contracts Project、詳細は後記3.(6)b.(b)参照）。IFRS4号「保険契約」の規制・監督目的での使用については、規制・監督当局との調整を行った上で実施することが提唱されており、NAICはFASBとIASBの議論の結果を見極めた上で、現行のSAPについて修正を行うか否かの検討を行うとしている。

図表 19 SAP と GAAP の主な相違点

項目		SAP	GAAP
1	連結・非連結	○非連結（単体）	○連結
2	認容資産・非認容資産の分類	○保険会社の資産を貸借対照表に計上できる「認容資産」と非計上の「非認容資産」（什器・備品、特定の無担保資産等）に分け、資産の過大な計上をしないようにしている。	○認容資産・非認容資産の分類はない。
3	金融資産の評価	○金融資産の種類に応じて、以下のとおり異なる会計処理を行う。 ・債券 原則償却原価評価 ・普通株式 時価評価、評価損益は資産評価準備金で吸収され、事実上計上不可	○保有目的に応じ「満期保有」「売買目的」「売却可能」に分類し、以下のとおり異なる会計処理を行う。 ・満期保有 償却原価評価 ・売買目的 時価評価、評価損益は損益計算書に算入 ・売却可能 時価評価、包括利益として当期損益には不算入
4	資産評価準備金（AVR）の計上	○投資資産の価格下落等に対処するため、負債として法定上限まで積立が求められる。	○左記準備金は存在せず、利益留保として自己資本に計上される。
5	金利変動準備金（IMR）の計上	○確定利付資産の売却益を売却時に認識せず、保有する場合と同様に残存期間にわたって収益認識するため準備金として負債に計上され、償却される。	○左記準備金は存在せず、利益留保として自己資本に計上される。
6	責任準備金評価	○評価方式 保険監督官式責任準備金評価法（初年度定期式またはその修正方式）による保守的な責任準備金の積立が行われている。 ○基礎率 ・利率 保険種類別に市場利率に一定の安全度を設定	○新契約時点での合理的な基礎率をアクチュアリー判断で評価する。 ○将来給付において解約給付、インフレを考慮した維持費も見込む。

項目		SAP	GAAP
		・死亡率 保険監督官指定の死亡表 (80 年保険監督官死亡表)	
7	新契約費の資産計上	○支出した年度に一括費用処理	○資産計上され、保険期間にわたって計画的に償却

(出典：NAIC, “Statutory Accounting Principles 101”(2008) その他をもとに作成)

(b) IFRS 保険会計フェーズⅡに対する FASB の対応

IFRS における保険契約のプロジェクトは 2 つのフェーズに分けられており、2004 年に IFRS4 号「保険契約」のフェーズⅠを公表したが、その中で、現在各国において使用されている既存の会計処理を継続することも容認している。

2010 年 7 月に IASB は、FASB との間で合意に至らなかった論点があったため、単独で IFRS4 号「保険契約」フェーズⅡの公開草案を公表した（公開草案が最終基準化された時には、IFRS4 号と置き換えられる予定）。これに対し FASB は、2010 年 9 月に IASB の公開草案、FASB が至った暫定決定、およびこれらの比較を示したディスカッションペーパーを公表し、意見公募を行っている。

IASB と FASB は合意に至らなかった論点について、2011 年 1 月から合同での再審議を開始したが、2012 年 6 月に FASB の議長は、両審議会が主要な見解の相違（図表 20 参照）について収斂（convergence）する可能性は低いと表明している。

IASB は 2013 年第 2 四半期を目途として、5 つの論点（包括利益計算書における保険料および保険金の表示等）に意見公募を絞った再公開草案を公表することを予定している。一方、FASB は 2013 年第 2 四半期までに完全な公開草案を公表することを予定している。

IASB と FASB の合同の再審議の動向が引き続き注目される。

図表 20 IFRS フェーズⅡに関する IASB と FASB の主要な見解の相違

項目		IASB (IFRS)	FASB (GAAP)
1	保険契約の適用範囲	○現在保険契約として会計処理されている金融保証契約は適用範囲に含まれる。	○「金融サービス・保険」の適用範囲に含まれる金融保証契約は、保険契約に関する提案の適用範囲に含まれるが、「デリバティブおよびヘッジ」の適用範囲に含まれる金融保証契約は、保険契約に関する提案の適用範囲から除外される。
2	区分処理（アンバンドリング）	○保険会社は、契約において保険契約に基づく補償と密接に関連しない構成要素を区分することが求められる。	○同左。ただし、保険契約に関連するある種の組込デリバティブの区分に関し IFRS と異なる要件がある。
3	ビルディング・ブロック・アプローチ（BBA）	○ビルディング・ブロック・アプローチにおいて、保険負債と将来キャッシュフローの期待現在価値との差額を、リスク調整（将来キャッシュフローの不確実性に関する調整）および残余マージン（契約開始日に会計上の利益を発	○ビルディング・ブロック・アプローチにおいて、保険負債と将来キャッシュフローの期待現在価値との差額を、単一マージンとして一本で、保険負債の一部に表示。

項目		IASB (IFRS)	FASB (GAAP)
		生させないための調整)の2つに区分し、保険負債の一部に表示。	
4	保険契約のポートフォリオの定義	○保険契約のポートフォリオの定義は、(a)類似したリスクの影響下にあり、引き受けたリスクに応じて同様に料率設定され、(b)1つのプールとして管理される契約、である。	○保険契約のポートフォリオの定義は、(a)類似したリスクの影響下にあり、引き受けたリスクに応じて同様に料率設定され、(b)類似したデュレーションおよび類似した単一マーzinの予想解放パターンを有する契約、である。
5	マーzinの解放に用いる会計単位	○残余マーzinの決定時および不利な契約テスト実施時に使用される計算単位がポートフォリオである。残余マーzinの解放時に使用される計算単位は規定しないが、当初のマーzinの解放の目的と整合したものとすべきである。リスク調整に関する計算単位は規定されない。	○単一マーzinの解放の決定および解放の際に、そして不利な契約のテストの際に使用される計算単位がポートフォリオである。
6	残余マーzinおよび単一マーzinの再測定	○有利および不利な将来キャッシュフローの見積りの変更を反映させるため、将来に向かって残余マーzinを増減させて調整するが、実績の変動もしくはリスク調整の変動に対しては、調整しない。残余マーzinは負の残高とはしない。	○ポートフォリオが不利な契約とならない限り、キャッシュフローの実績もしくは見積りの変更に対して単一マーzinを相殺もしくは調整しない。不利な契約の場合には、該当する単一マーzinの相殺とともに、追加的な保険契約負債が認識されるが、この追加的な負債は戻し入れされない。
7	残余マーzinおよび単一マーzinに対する利息の付与	○契約開始時にロックインした割引率を使用して、残余マーzinに利息を付す。	○単一マーzinに対して利息を付さない。
8	保険料配分アプローチ (PAA)	○保険期間が1年超の契約でも、ビルディング・ブロック・アプローチの合理的な近似である場合は、保険料配分アプローチを許容する。	○保険期間が1年以内の短期契約については、保険料配分アプローチをビルディング・ブロック・アプローチの代わりに使用することを強制する。
9	契約獲得費用	○ビルディング・ブロック・アプローチにおけるキャッシュフローに含まれる契約獲得費用は、成功および不成功の契約獲得活動に関する費用を含む。	○ビルディング・ブロック・アプローチにおけるキャッシュフローに含まれる契約獲得費用は、成功した契約獲得活動に関する費用のみを含める。 ○直販の広告費は、発生時に費用処理すべきである。
10	再保険契約の測定	○保険料配分アプローチをビルディング・ブロック・アプローチの近似として考えているため、出再保険会社は、元受契約の評価方法と同様の方法で保険料配分アプローチに関して再保険契約を評価する。	○出再保険会社は、出再保険会社が基礎となる元受契約に使用した測定方法 (ビルディング・ブロック・アプローチもしくは保険料配分アプローチ)と同様の方法を用いて会計処理すべきである。
11	有配当投資契約	○有配当投資契約が保険契約と同じ資産プールもしくは同じ会社、ファンド、もしくはその他の事業体の損益に参加しているのであれば、保険契約の会計基準の範囲として取り扱われる。 ○他の有配当投資契約は、金融商品の会	○有配当投資契約は、金融商品の会計基準の範囲として取り扱われる。

項目		IASB (IFRS)	FASB (GAAP)
		計基準の範囲として取り扱われる。	
12	ユニットリンク (変額) 商品の 表示	○配当性を有する保険契約と同様の測定アプローチを適用する。	○保険契約者に対する契約上の義務が、基礎となる資産の公正価値に直接連動している場合には、ミラー処理は適用されない。
13	開示	○以下の構成要素を、財政状態計算書もしくは注記において、財政状態計算書に含まれる金額と一致した形で細分化する。 ・予想将来キャッシュフロー ・リスク調整 ・残余マージン ・割引による効果 ○予想満期を最初の 5 年間は毎年、その後は合算とすることを最低限度の開示要件として求める。 ○契約の修正、コミュニケーション、認識の中止から生じる損益、要求払負債残高、および不利な契約負債の調整を開示することを求める。	○以下の構成要素を、財政状態計算書もしくは注記において、財政状態計算書に含まれる金額と一致した形で細分化する。 ・予想将来キャッシュフロー ・単一マージン ・割引による効果 ○測定に重大な影響を与えるインプットに関する、測定不確実性分析を開示する。 ○金融機関のリスク開示プロジェクトの決定に依拠する。 ○開示に関する意見を求めるため、利用者/作成者のワークショップを予定している。
14	発効日および経過措置	○発効日は、最終基準が公表されてから、およそ 3 年後となる。 ○早期適用は許容される。 ○最初の適用において、比較財務諸表の再表示が求められた。 ○残余マージン決定に関する追加的な実務的取扱は、見積りの変更のためのアンロックングである。 ○IAS (International Accounting Standards) 8 号に準拠した開示の他に、割引率の真正な適及的計算が実務的ではない場合、適用前の期間におけるマージンの見積りおよび割引率の決定に関連する固有の開示が加えられた。 ○最初の適用において、保険会社は新たな会計上のミスマッチが適用時において生じれば、公正価値オプション (Fair Value Option : FVO) に基づいて適格な金融資産を指定することを許容されるが、会計上のミスマッチがもはや存在しなくなった場合には、従来の FVO の指定を無効にすることを求められる。売買目的で保有していない株式については、その他の包括利益の適用を新たに選択するか、もしくは、従来の選択を取り消すことを許容される。	○金融資産が、法的事業体、もしくは保険であると新たに決定された保険契約のファンディングに関する内部指定のどちらかにより企業の保険事業に指定されているのであれば、最初の適用において、保険者は、あたかも初めて金融商品のガイダンスを適用するように、当該金融資産を指定、分類することを許容されている。

(出典 : PwC, “IASB/FASB Insurance Contract Project”PwC Summary as of October 19,2012 その他をもとに作成)

(7) EU と米国の保険対話プロジェクトと SMI の今後の動向

2012 年 1 月に保険分野における消費者利益、事業機会および効率的規制・監督のための EU と米国の相互理解と協力を目的として、「EU と米国の保険対話プロジェクト (EU-U.S. Dialogue Project)」がスタートした。同プロジェクトの運営委員会には、米国から NAIC および FIO の代表者、EU から欧州委員会、欧州保険職域年金監督機構の代表者が参加している。運営委員会は、同プロジェクトにおける約 1 年間の論議内容を踏まえ、2012 年 12 月に修正共同報告書を公表した。

同報告書によると、保険規制の協調および協働を強化するため立案された一連のイニシアティブに沿った共通目標を提案した詳細のプロジェクト計画「前進計画 (Way Forward Plan)」を、2013 年初頭から 5 年間かけて実行する予定としており、「EU と米国の保険対話プロジェクト」が継続してその進捗を監視するとしている。

一方で、現在 SMI で進められている取組については、SMI ロードマップによると 2013 年にほぼすべての課題を完了させる予定としており、「前進計画」開始に伴い、米国内の規制・監督制度見直しの調整役として SMI タスクフォースが同プロジェクトの新たな課題に取り組んで行くのか、あるいは新たな組織が SMI タスクフォースの役割を引き継ぎながら同プロジェクトの新たな課題に取り組んで行くのか、今後の動向が大いに注目される。いずれにせよ、米国の保険規制・監督当局としては、引き続き国際的な保険規制・監督との調和を図って行かなければならない状況に変わりはなく、今後も現行の保険規制・監督制度見直しに向けた努力を続けていかなければならないことは言うまでもない。

4. おわりに

保険契約者の保護を第一の使命とし長年かけて独自の精緻なソルベンシー規制等を確立し、保険会社の健全性確保を図ってきた米国の規制・監督当局にとって、EU のソルベンシー II、IAIS の保険コア原則、IFRS 等の国際的な保険規制や会計基準の進展に合わせて米国内の保険規制・監督制度等の見直しを進めていくことは、各州が保険業に関する規制・監督の権限を有するために各州間の調整も同時に図っていかねばならないという米国特有の事情も加わり、大きな困難を伴う取組である。NAIC のソルベンシー近代化構想における広範な取組は、かかる困難を乗り越え、国際的な保険規制・監督制度等との調和を進めていく点からは、十分評価に値する取組であると言える。

一方で、世界最大の保険市場を抱え独自のソルベンシー規制を構築した米国であっても、再保険等のクロスボーダー取引の一層の進展、EU ソルベンシー II における第三国の同等性評価の規定適用等により、国際的な保険分野の規制・監督等との更なる調和を図って行かなくてはならない状況であることに疑いの余地はない。このような中、2012 年度からスタートした「EU と米国の保険対話プロジェクト」の今後の動向は、NAIC のソルベンシー近代化構想における様々な取組の今後の方向を占う意味において、大い

に注目が集まることとなろう。

また、米国の **RBC** 規制を範とし、ルールベースのソルベンシー規制を構築してきたわが国にとっても、こうした米国における規制・監督の動向から目が離せないことは言うまでもない。

本稿が、保険会社でリスク管理等の実務に携わる方々のみならず、それ以外の部門の方々にとっても、米国ソルベンシー規制の動向について理解を深めていただく上で、多少なりともお役に立つことができれば幸いである。

文末参考図表 SMI タスクフォースの主な専門ワーキンググループの使命および任務

分野	専門ワーキンググループ	専門ワーキンググループの使命	2012 年の任務
資本要件	資本充分性タスクフォース	あらゆるタイプの保険会社に適切な資本要件改善の評価・推奨	RBC 計算式の改善
			RBC 計算式の構造的な変更に対する各専門ワーキンググループからの提案の検討
			正確性・監査能力・RBC 報告の適時性に影響を及ぼす RBC の方針・手続きの有効性および RBC 計算式間の比較可能性の見直し
			モデル法・出版物・計算式・分析ツール等を保証する会計実務手続マニュアル修正版の採用や継続的なメンテナンスに起因する会計処理や報告の変更内容の監視
資本要件	財政状況委員会	会計実務手続、書式、証券評価・保険規制情報システム (IRIS)、財務分析とソルベンシー、地区検査・検査教育・保険会社の支払不能および支払不能保証に関連した NAIC のソルベンシー関連の論議の調整	3 種類の RBC 計算式の一致または不一致の取扱に関するリスクのモニタリング
			生命保険の RBC 計算式に対するプリンシプルベースの変更の影響を評価するため、RBC 提出書類や関連する記録に関する規制の見直し
			投資資産の証券の区分についての見直しに関し、投資資産ワーキンググループと協働する。
			年次および四半期財務報告の書式、教育、RBC 計算式、財務状態検査ハンドブック、会計実務手続マニュアル、財務分析ハンドブック、NAIC 証券評価室の目的および手続マニュアル、NAIC モデル法、NAIC 認可基準、その他 NAIC 出版物のすべての変更の監視
コーポレートガバナンスとリスク管理	SMI RBC サブグループ	RBC 計算式の基礎となる前提および方法論の評価、およびソルベンシー・ツールを利用した SMI タスクフォースへの情報提供	第三者に保険リスクを移転するためのキャプティブおよび保険会社による特別目的事業体の使用に関し、現行の州法、規則、規制要件との関連について研究する。
			高度のコーポレートガバナンスの原則を要約し、その遵守の適切な評価方法を決定する。原則の進展のため、要件、州の規制の取組状況、他国および監督者、保険業界の分析を行う。
			保険会社のコーポレートガバナンスの模範事例を詳述する追加的な規制ガイダンスの進展
			コーポレートガバナンスに関する最近の IAIS の原則と基準の見直し。IAIS のガバナンスおよびコンプライアンス小委員会等から送られた IAIS 文書を批判的に見直し、情報提供および立案を行う。
コーポレートガバナンスとリスク管理	コーポレートガバナンスワーキンググループ		保険会社の取締役会メンバーへの保険規制の教育の進展を検討する。

分野	専門ワーキンググループ	専門ワーキンググループの使命	2012 年の任務
グループ監督	グループソルベンシー問題ワーキンググループ		ソルベンシー近代化構想のグループ分野についてタスクフォースを支援する。
			資本要件も含むグループ全体の監督へ進展させるニーズを研究する。研究においては、金融コングロマリットや非規制事業体についての資本要件を可能な限り考慮に入れなければならない。
			各州の保険監督者カレッジを監視し、必要であればクロスボーダーおよびクロスセクションの情報交換や協調について推奨を行う。
			IAIS 保険グループおよびクロスセクション問題小委員会等から送られた IAIS 文書を批判的に見直し、情報提供および立案を行う。
			保険会社および保険グループのリスク管理プロセスを評価するためのリスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）等の資本規制を検討する。
再保険	再保険タスクフォース		他の NAIC グループ、特に国際保険関係委員会の任務と重複する分野について、監視および協調行動を行う。
			公益事業の再保険関連事項を論議する。
			再保険債権容認モデル法および同モデル規則の主な要素に関して NAIC の財務規制基準および認証制度の検討や指針提供を行う。
			米国外の管轄権の再保険監視システムへの NAIC の評価プロセスの進展、および再保険者が所在地の認可を受けている場合の再保険債権容認モデル法および同モデル規則に従って資格を持つ管轄権リストの維持・進展
			再保険債権容認モデル法および同モデル規則に基づき、再保険担保削減適用の見直しを行う州への支援
			再保険債権容認モデル法およびモデル規則の下で免許を有する再保険者に適用される様式 CR-F および CR-S の報告の進展
			再保険債権容認モデル法および同モデル規則に関するその他事項の検討
			保険会社の管財人が再保険からの回収による残高回復を支援する規制を研究し、NAIC モデル法やガイドライン等の NAIC の適切な措置の検討
			再保険タスクフォースが検討する事項に関する損害保険再保険研究グループの活動を監視
			IAIS の再保険および他方式リスク移転小委員会、再保険相互承認サブグループおよび再保険透明性グループ等の活動も含む、再保険に関する国際的原則、基準、ガイド

分野	専門ワーキンググループ	専門ワーキンググループの使命	2012 年の任務
保険法定会計および財務会計（含む準備金評価）	国際ソルベンシーおよび会計基準ワーキンググループ		ンスの進展の監視
			非認可および再保険改革法や連邦保険局法に限られない再保険関連の連邦法への影響の検討
			ソルベンシー近代化構想の保険法定会計と財務会計の分野に焦点をあてタスクフォースを支援する。
			IAIS の保険契約小委員会、ソルベンシーおよび保険数理小委員会等から送られた IAIS 文書を批判的に見直し、情報提供や立案を行う。
			財務監督近代化構想について、国際会計基準審議会（IASB）の会計基準進展も含めた分析を行う。
			IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）の保険会計プロジェクトに関し、直接または IAIS 経由で監視またはコメント提供を行う。法定会計原則ワーキンググループと協調して、上記プロジェクトに関し FASB に対応する。
	保険法定会計原則ワーキンググループ	保険法定会計原則（SAP）の新たな基準（SSAPs）の進展に向け、調査、論議の要約を含む草案作成、NAIC 関連部門のワーキンググループへの支援等を行う。	会計実務手続タスクフォースに関する事項について、報告書を答申する。
			法定会計原則ワーキンググループへのコンサルティングの中で、国際および国内会計基準の進展、証券取引委員会（SEC）の政策決定を監視し、米国法定会計の将来に関し NAIC メンバーへの推奨を行う。
			成文化された保険法定会計原則の維持のため、新たな法定事項および GAAP の発表等により毎期ガイダンスを更新する。
			財務会計報告に影響を与える GAAP の声明に対するコメントを行う。
			上記進展事項に関する発見を会計実務手続タスクフォースに報告する。
			投資資産ワーキンググループによって見直される NAIC の証券規制指針の進展に対し適用可能性の見通しや規制グループの専門性に貢献する。
	プリンシプルベース準備金ワーキンググループ		国際会計基準（IFRS）の米国保険法定会計への利用可能性の評価および実行に関する論点にコメントを提供し、会計報告の論点に関しソルベンシー近代化プロジェクトに情報提供を行う。
			プリンシプルベースのアプローチに関連するプロジェクトにすべての NAIC の専門グループを巻き込む調整組織としての役割を担う。
			生命保険のプリンシプルベースの規制に関する方針および実務を検討する。
			理論的アプローチのソルベンシー監視が望ましい結果を達成するための有効な規制実務とバランスを保つことに焦点を当

分野	専門ワーキンググループ	専門ワーキンググループの使命	2012 年の任務
			て、プリンシプルベースのアプローチ実行と同時に検討する他の論点も含め、NAICの専門家グループへの方向性を与え、調整を行う。
			プリンシプルベースの監督の枠組を実現するための現行の各州保険法、規則または管理方針に対する必要な変更を評価する。
			IAIS 文書を批判的に見直し、情報提供や立案を行う。

(出典 : National Association of Insurance Commissioners (NAIC) ウェブサイトをもとに作成)

＜参考資料＞

- ・あずさ監査法人「保険規制の進化」KPMG レポート（2012.2）
- ・あずさ監査法人「2012 年 11 月に開催された保険契約に関する合同会議の概要」KPMG レポート（2012.11）
- ・牛窪賢一「グローバル金融危機後の米国損害保険業界－金融規制改革法、ソルベンシー規制を含む概観－」損保総研レポート 2010 年 10 月発行第 93 号（損害保険事業総合研究所、2010.10）
- ・荻原邦夫「米国生保の支払能力規制－原則主義アプローチ採用で指導的立場を保持しうるか－」ニッセイ基礎研報第 56 号（ニッセイ基礎研究所、2009）
- ・金田幸二「IAIS の保険規制・監督基準の動向について－保険グループ規制・監督を中心にして－」損保総研レポート 2012 年 1 月発行第 98 号（損害保険事業総合研究所、2012.7）
- ・金田幸二「金融危機と金融・保険グループ規制の動向」損保総研レポート 2009 年 3 月発行第 87 号（損害保険事業総合研究所、2009.3）
- ・金田幸二「金融・保険グループ規制の動向－EU および米国の動向を中心にして－」損保総研レポート 2010 年 3 月発行第 91 号（損害保険事業総合研究所、2010.3）
- ・金田幸二「金融・保険グループ規制の動向－EU の金融コングロマリット指令および米国の保険グループ規制等を中心にして－」損保総研レポート 2011 年 4 月発行第 95 号（損害保険事業総合研究所、2011.4）
- ・金田幸二「保険会社の ORSA とグループ規制－欧米の動向を中心にして－」損保総研レポート 2012 年 7 月発行第 100 号（損害保険事業総合研究所、2012.7）
- ・小松原章「米国保険法定会計の動向－会計基準統一化の動きを中心として－」ニッセイ基礎研 REPORT（ニッセイ基礎研究所、2000.8）
- ・損害保険事業総合研究所『欧米主要国における ERM（統合リスク管理）およびソルベンシー規制の動向について』（2009.9）
- ・損害保険事業総合研究所『ソルベンシー II 枠組指令に関する調査研究（解説編および資料編）』（2011.3）
- ・梶田宗彦「米国の生保会社会計の現状」保険学雑誌第 615 号（日本保険学会、2011.12）
- ・NAIC, “A Comparison of Solvency System : US and EU ”(2008.5)
- ・NAIC, “EU-U.S.Dialogue Project : The Way Foward” (2012.12)
- ・NAIC, “EU-U.S.Dialogue Project Technical Committee Reports” (2012.12)
- ・NAIC, “Insurance Group Supervision, CIPR newsletter”(2012.4)
- ・NAIC, “Insurance Holding Company System Regulatory Act (Model #440)” (2010.12)
- ・NAIC, “Group Solvency - Windows and Walls” (2010.2)
- ・NAIC, “Own Risk and Solvency Assessment (ORSA) Guidance Manual”(2011.11)
- ・NAIC, “ Revised the Credit for Reinsurance Model Law (#785) ”(2011.11)
- ・NAIC, “ Revised the Credit for Reinsurance Model Regulation (#786) ”(2011.11)
- ・NAIC, “Risk-Based Capital General Overview”(2009.7)
- ・NAIC, “Risk-Based Capital (RBC) for Insurers Model Act (#312) ” (2011)
- ・NAIC, “Risk Management and Own Risk and Solvency Assessment Model Act (Model #505)”(2012.9)

- ・ NAIC, “The United States Insurance Financial Solvency Framework”(2010.2)
- ・ NAIC, “2012 Fall National Meeting Washington D.C. Catastrophe Risk (E) Subgroup Supporting Detail for Agenda Items ”(2012.11)
- ・ NAIC, “Valuation Manual”(2012.8)
- ・ PwC, “IASB/FASB Insurance Contract Project”(2012.10)
- ・ PwC, “NAIC 2012 Spring National Meeting”(2012.3)
- ・ SIDLEY AUSTIN LLP, “2012 Insurance & Reinsurance Law Report”
- ・ Society of Actuaries“Preparing for Change Under PBA： Life Company Reserves and Capital Seminar Session 4 - C3 Phase III Overview”(2011.5)

＜参考サイト＞

- ・ 金融庁ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/>
- ・ IAIS ウェブサイト <http://www.iaisweb.org/>
- ・ NAIC ウェブサイト <http://www.naic.org/>